

文明三年二月十一日後花園天皇御分骨を大原法華堂に納め奉りし事親長卿記に見る又其時詠みし歌に跡をさふ草の原こそ哀しけれ聞しにかはる露の身なからとあり外の御分骨所は修理ありしも此には今に其沙汰なし其跡定かならざるにや

建禮門院御陵

建禮門院御陵は寂光院の上にあり近年大に修理せらる舊と僅に石の五輪の有りしが今は圓土を築き松を植る舊との五輪を安し柵を繞らし階を設け莊嚴なる御陵となれり門院は文治元年寂光院に入り建保元年崩せられ此に葬れりと此御陵は歴史に著しく人の知るところなり

惟喬親王御墓

宇上野の東小野山の麓宇龜甲谷の間に在り一區域をなし其内に五輪の石塔立てり高サ四尺三寸南に向ふ兆城東西四間南北七間半石垣を築く近年稍修理を加へられたり山城名勝志の注に土人云大原上野村東山際有二本杉云所其地有古石塔惟喬親王御墓とあるも也親王の御舊跡は其北の山下に在り

惟喬親王は文徳天皇第一皇子にして賢徳あり天皇深く鍾愛し太子に立んとし給ひしも藤原氏の出にあらざりしを以て遂に嬰孩なる惟仁の皇子を立嫡あり之を清和天皇とす此より藤原氏益々外戚の權を専らにし王室衰微の基となれり親王は早く時勢を觀察し風流に事を托し世を避け佛に歸し遂に大原の奥に隱栖し給へり清和も聰明に在し、かば御長成の後深く御心に悔ひ厚く親王を待たせ給ひしも親王は深く謙讓して受け給はざりき其封戸を辭し給へる時允させ給はぬ勅答の文に王滌慮澗水空慈岩扉代衣服以神羅當烟霞於餐飯、また朕異體同氣、既愛之懷可、一株連枝、榮枯之期相共、といふ句あり天倫の至情今猶猶掬すべきものあり清和の早く天位を去り水尾の奥に世を弄て給ひしも此等の事に基せるが如し親王の御舊栖は日枝の山のふもと小野といふ所とのみありて其地定かならざりしが頼阿正徹等の舊跡にて詠みし歌あれば足利時代には猶存せしなるべし此御墓より二町許の北に當り僅なる官有地あり小字を稻荷といふ舊來の除地なり御碑に親王の草庵の在りし舊趾なりと

いふ今は建物の墟の如き垣地少しありて雜木原なり宛も小野山の麓に當り御墓にも近ければ蓋し御舊趾なるべし客年大林區にて不要存置林として公賣せられんとせしを如此舊跡の埋没を惜しみ京都府にて種々交渉の上舊跡地として保存せらるゝ事となれり在原業平が雪を胃して參疾し忘れては夢かこそたもふの歌を作りしは定めて此地なるべし當時を追憶して感想に堪へざるところなり

慈胤法親王墓

後陽成天皇皇子三千院門主天台座主

承快法親王墓

後陽成天皇皇子三千院門主天台座主

盛胤法親王墓

後水尾天皇皇子三千院門主天台座主

右三門主皆皇子にて法徳高く叡山再興に大に功あり以上諸寮陵に管す

承眞親王御墓

職仁親王の御子光格天皇御養子文化七年四月天台座主天保十二年薨す梶井門跡第四十七世なり大原山に葬る

(因に御墓は此外數個所あるならんことなるも判然せざるに就き管す)

聖應大師墓

來迎院の背後律川の上なる山麓にあり別區域を爲し大なる石の五輪塔を建つ古色蒼老敬すべし聖應大師名は良忍大に聲明を囀弘せし大徳なり長承元年二月一日圓寂し此に葬りしなり年は六十六歳なりき

阿波内侍大納言佐局墓

寂光院の南の谷間に在り小き五輪塔二つ相併びたり口碑に此二人の墓と傳ふれど何れとも定めがたし阿波内侍は少納言入道信西の娘にて門院に仕へ盛衰榮枯を以て其節を改めず始終忠貞を盡し大納言佐

局と共に心を一にし此にて往生の素懐を遂げし人なり内侍は博學多才尤も佛典に通じ和歌を善くせり
信西は一世の宏才博識其子皆俊才にて世に著はる參議俊憲少納言真憲中納言成範參議修範沙門靜賢成
賢成憲明遍尼西信の如き皆内侍の兄弟なり此父あり此兄弟あり其一世の名媛たるも宜なるかな特に感
すべきは門院に仕へし忠貞にして之を古今に求むるも儻稀なる事蹟と謂ふべし然るに人の之を稱する
ものなきは何ぞや

名勝 舊蹟

大原は比叡の麓小野の奥に在りて自から一區をなし洞谷幽深山靜に水清く自然の別乾坤たり故に千餘年名
卿碩士高僧逸人の其地に肥遁せしもの甚多く之が爲めに名勝舊蹟其間に偏く其名益々顯はれ京北第一の勝
區たり余往年其地に遊び大原名勝を編し詳かに其事を記したれば今此に其要を掲ぐ但し名勝舊蹟は多く寺
院に屬せるを以て各々其重きに從ひて之を記せり

小野山

來迎院部落の東方の山の名なり小野郷の小野山にして其名最も古し所謂日枝の山麓小野とあるは此邊を
謂ふなり

音無瀧

來迎院部落の東の谷奥三町許にあり谷迫り崖斷て瀑布懸れり高八仞許廣三四仞全崖巖に岩斜に低れて彫
鑿せるが如く飛泉其上に濺ぎ下る崖廣く水多からず純白なる千條の絲を繰るが如くにして其音極めて細
かなり故に此名あり古來より歌に詠せし所なり近年山途を開き橋を架け大に遊覽に便せり其水は谷間
を下り呂川となる

(因に音無瀧は往昔聖應大師此地に修法せるに瀑聲喧響を極めたれば起て梵唄を唱へて水聲呂律に合
して遂に喧響爲し是より名くとの故事あることなり)

呂川 羅澤橋

三千院林泉

庭園の内上下にあり上は極樂院の東北にあり舊梶井殿の林泉あり東の山を負ひ飛泉を作り其下に泉池
あり此山は聲明の本源なれば非必絲千竹山水有清音といふ句に取りて有清園と號せり下は方丈の林泉に
て石を疊み池を穿へ老杉森沈噴水飛騰頗る靜雅なり聚碧園と號す
(因に本堂を圍める庭園は聖應大師居住靈臺園庭園なりと傳へ後に金森宗阿之を修理すと云へり)

涙の櫻

上下の園の間に老木の櫻の朽株あり今は植繼し木も大木となりて併び立てり昔頼阿法師が其友なる陵阿
上人が極樂院の舊栖を吊ひ手植の櫻をみて見るたびに袖こそぬるれ櫻花涙の種とうるやたきけんと詠め
るより此名あり古木は枯れて今は植繼ぎの木なり

蓮成院林泉

院の東南小野山を負ひ林泉を構へ躑躅花と楓樹を交植し開花の時また錦火の頃尤宜し其園を號して契心
といふ足利將軍觀楓のため來遊せし舊址なり門外は即ち羅澤橋にて合抱の老楓行を成し其下に呂川流る
錦雲碧苔白水と相映じ景致尤も佳なり

惟喬親王遺跡

上野部落の東にて小野山の麓にあり小字を稻荷といふ雜木原にて廣五段八畝十歩あり地勢は山麓を切平
らしたる如く見ゆ相傳ふ親王小野の御隱栖の舊地なりと此地は古來除地にして今も國有林に屬せり親王
の御墓と相距二町許のみ親王の御事蹟は御墓の所に記すべし

附記 在原業平

在原業平が惟喬親王に隨從して風流を樂しみ榮利の外に逍遙し親王の此大原に隱栖し世に背き給ひし後

獨舊恩を忘れず風雪を冒し遙に參疾せしは其心情深厚にして恩愛甚深く其人の高尙なるを想見るべし此人を一種の遊治郎の如く論ずるは知言にあらざるなり

西宮左大臣高明の孫にして名を顯基といふ後一條天皇崩御の後悲哀の餘寂山にて僧となり圓昭と號す大原山に住し經論を究め練行怠りなし永承二年疽を病み醫藥を付け心神亂れずして終れり舊址詳かならず此人は宇治大納言隆國の兄なり

圓智舊址

桓武天皇皇子葛原親王十三世の裔にて左大臣範家の子なり名を親範といふ正三位民部卿となる承安四年大原に入り縁忍上人を戒師とし出家し圓智と號す初親王の家に傳教大師手刻して桓武天皇に奏し毘沙門天を傳へたり圓智五世の祖親信尊重寺を五社に建立して之を祭りしが久して其堂倒れしかば圓智は魚山に堂を立て、之を安置せり今の山科毘沙門堂本尊也圓智の大原の堂舊址詳かならず

顯眞五坊舊址

顯眞は美作守藤原顯能の子なり顯密の學を究め僧都を罷めて大原山に隠れ獨り其道を修めたり文治二年法然上人を勝林院に請し之に歸依し又皇慶阿闍梨の舊跡につき性智鏡智妙智佛智勝智の五坊を建つ之を大原の五坊といふ後天台座主に補せられ一山の事を整へ著書多し山家要畧記比叡山靈所廻禮修業記等あり又大原問答の一人なり建久三年東塔開融坊にて寂し勝林院に葬る五坊は南北朝の頃は猶存せしが今は其舊址のみ勝林院の北に存せり五坊屋敷と云ふ墓今定かならず

藤原貞憲舊址

少納言入道信西の子にて從四位少納言に進み平治の亂藤原惟方が爲に流罪せられ其後赦されて都に歸れり信西の子は皆才學有り多く佛門に入り世に著はれ靜憲貞憲成賢明偏などあり貞憲も早く大原山に隠れしが其後高野に入れり法橋顯昭が此人の高野に入りし後其庵にておはれなる事を障子にかきてはへりけるを見てよめるといふ歌あり其舊址詳かならず此人は建禮門院に從ひ大原に住みし阿波内侍とは兄弟にて解脱上人の父なり

良暹舊址

良暹法師は百人一首の一人にて名高き歌人なり大原に草庵を結びて住みし事あり袋草子歌枕に臘清水の邊とあり良暹か素意に答へし歌にも大原や臚の清水すむなはかりそとあり藤原俊賴二世の歌人なりしが良暹の學庵の趾を過ぐる時は馬を下りて歩行せしとぞ舊址詳かならず

藤原敏行紀貫之舊址

敏行貫之とも文行の名士にして古今の秀才なり此山水を愛して山莊を構へしよし舊史に見えたり然れど其趾詳かならず或はいふ小野山の麓の邊なるべしと

藤原爲業兄弟舊址

藤原爲業は藤原氏の名族にて其弟を爲經頼業といふ俱に五位の國守となり政績ありしが大に悟るところあり皆世を棄て僧となり爲業は寂念爲經は寂照頼業は寂然と號し共に大原山に隱栖し其道を樂めり世に大原の三寂とて名高し爲業は特に文學に長じ才識に秀でしが深く世の事を愛ひ史乘の重んずべきを鑑み大鏡を著はし王朝の事實を直書し世に傳へたり和文を以て時事を記し所謂和文國史の一體を開き千歳の信を傳へたり此頃佛門に歸せし名士は多けれど概ね後生を祈り塵世を厭ふ徒なれど爲業は忠君の情憂國の誠猶忘れがたく史記を著はし其意を屬せしは其人物の高き見識の卓越なるを見るべし古人は若志を得ざれば閑寛の野に耕し寂莫の濱に釣り國家の遺事を求め賢人哲士の始終を考がへ唐の二經を作り之を無窮に傳へ奸諛を既に死せしに誅し潜徳の幽光を發せんと欲すと謂へる志と能く合せりといふべし此人の高風を想起し其遺蹟墳墓を此地に求めんとするに得る所なし唯山空しく水流るゝを見るのみ然れども遺著は國史に備りて終古光を史林に放てる死して死せずといふべし

琳賢大原房舊址

琳賢は橋義濟の子にて芝法眼と號す大原に房を構へて住し事あり藤原俊頼が尋來て瀧の下にて歌詠し事夫木集に見ゆ舊址詳かならず琳賢は佛畫に長じ其名世に聞えたり

鳴 長明舊趾
長明は鳴の社人にて菊太夫といふ文學に長じ和歌を善くし古今の秀才なり早く感ずるところありて入道して僧となり風流を以て其身を終れり其方丈記に五十の春をむかへて家を出で世にそむけりもとより妻子なければ捨がたきよすがもなく身に官祿あらず何によりて執をさめん空しく大原山の雲に臥して五かへりの春秋をむかへにけるとあり此記によれば長明も初め大原山に隠れしなり此人の眼識の高き文筆の暢達なる風騷に長じ隱逸に深き世の知るところなれば述ぶるに及ばず其方丈記を讀みても其人物を想見するに足れり其隱栖の舊址を求むるに今詳かならず例の方丈室にて輒く他に移りしより早く其傳を亡ひしなるべし

法然上人蓮生房舊趾 櫻懸石 鉦乘殿

法然上人が勝林院に通ひし時の腰懸石とて呂川の道に大なる苔石あり蓮生坊の鉦乘殿とて三千院の門前の北律川の石橋の西に僅かなる竹林あり上人が圓宗より出て淨土宗を開らき勝林院にて大問答ありし時蓮生坊は若し上人の敗るゝ事あらば其敵を殺さんとして鉦を隠し持ちて隨ひしを上人が悟りて深く解説せられしかば忽ち悔ひて其鉦を投棄せしところなりといふ直實の人と爲りより思へば然もあるべき事なり
大原遊園
三千院よりは南蓮成院よりは西なる岡の北面に呂川に沿へる杉林あり近年定めて遊園の所とせり地勢高敞にして眺望好く幽邃を兼ねたり落成せば好き園なるべし
獅子石
來迎院本堂の東に在り苔蒸したる大岩なり良忍上人が文珠秘法を修せし時此石獅子に化して吼へしより名づくこ調ひ傳へたり

清和井の清水

三千院の入口の東なり石垣の下の東側に在り方二尺深二三尺許にて清泉常に枯れず三千院移轉の時舊來の形を變じ僅に其跡を存せしなるべし

三千院門前の櫻楓

三千院の門前なり南北の通に櫻楓路を挟み交植せり櫻は山櫻多し春秋の風光尤も宜し
光香庵舊址

梶井門主盛胤親王の庵室なり親王は後水尾天皇の皇子天台座主に補せられ法徳甚高し僧職の廢頽を歎き律義を修め天台律を中興し給へり草庵を結び一人の侍者と此中に住し勤修の時異香光明の靈驗に感じ此名を附け給へり天保年中承眞親王中興し碑文を作り給ひしもまた建つるに及ばずして止みぬ明治の變革に荒廢して存せず

律 川 茅穂橋

三千院の東の谷間より出て勝林院來迎院の間を下りて西に流れ大原川に入る呂川と三千院を南北に抱ひて流る大原は聲明の淵源なるにより呂川律川といふ其石橋を茅穂橋といふ

(因に是は音無瀑より下るなり近年五橋を架する事となり京都の名望家之を寄附す乃ち飯田家の養老橋、池田家の清玉橋既に成る蓋し維新後の新名勝なり)

寶泉院古松

寶泉院方丈の庭にあり五葉の老松にて磐屈院庭に蔚然たり方丈も廣く眺望宜し

寶炭翁舊趾 古石佛

勝手神社の下法華堂の上に大なる石佛あり蓋し舊時大原寺隆盛の時の遺佛なるべし此邊を小野の炭竈の舊址なりといふ

小野氷室舊趾

山城園氷室五百餘所の内なり小野氷室は此小野山に在るべしと云ふ然れど高野邊も同じく小野郷にて其地に氷室と云ふ字地あれば其舊址なるべきにや

供水 清水

上野部落の人家の裏にあり小き涌泉にて四時活るゝ事なし毎年陰曆の六月十六日に遠近の人來り酌み群をなす之を太原の水取といふ

正 徹 齋 趾

正徹は即ち徹書記にて桐の葉たとせ秋のはつ風といふ歌よみて流罪に處せられし人なり其憤世の意言外に溢るゝを見れば其人物をも想見るべし此人惟喬親王の舊跡に草庵を結びて住みしは其歌にも見ゆれど其趾詳かならず

萬里正傳庵舊址

足利氏の亂を避けて漆桶萬里が此大原の正傳庵といふに隠れし時横川和尚が訪ひ來て花下に詩を作りし時亂離相逢日半瞻懷曾官寺其論文の句あり其趾詳かならず

瀧の清水

草生に赴く道の右にあり些かなる方池を作り清水其中に浮べたり古形は今存せず

翠 黛 の 山 綠 蘿 の 垣

寂光院の上の山を翠黛の山といひ其下の谷の林を綠蘿の垣といふ共に大原御幸に因みし名なり

汀 の 池 汀 の 櫻 岸 の 山 吹 阿 伽 の 水

共に寂光院の本堂の前に在り皆大原御幸に因みし處なり寂光院の記事に詳かなり

芹 生 の 里

草生の部内の字にあり詠に詠せし所なり

南堂風壺火壺江文寺舊址

江文山の内なり江文寺は拾芥抄に載せたる名刹なり治承元年九月十七日圓智が好法經を一日に寫して顯異に供養を求めし所なりといふ口碑に此山に自然の石窓三つあり火壺風壺雨壺といふ祈れば必ず應驗ありと如何を知らず

小 鹽 山

大原の西北の山を小鹽山と稱す是は大原野に小鹽山あり此も大原といふにより此稱を設けしものなるべし

人情 風 俗

大原は山谷深阻別に一區域を爲し八潮の山峽其口を擁し所謂武陵桃源の形を成せり故に古來より一種の風俗人情を存したり明治以來世運に伴ひ變化せしも猶他と殊なるものあり所謂大原女の如き是なり此粧束の事につきては種々の説あれど據る所確かならず此郷の薪は昔より御所の御窻木に納むる例にて其婦女の古風なる粧束して薪を戴き京に出しや初めなるべし若きも老たるも髪をたとし鬘といふ形に結びて其上に手拭を掛け鬘にて造りし小き輪様の物を戴き薪を其上に載するなり手拭は夏は有染冬は紺地に和歌など白の糸に織ひ總を附し衣は紺地木綿夏は紺緋の帷子裾短じかに著なし白の木綿の脚絆を向脛にて合せ白の湯帷をあらはし帯は御所染の木綿を折て前にて結びたり此装は其式ありて亂れず嫁入の時も此衣裝を第一とし其多少を競へり春秋のころ薪の上に花紅葉など折そへて最と右風なれば大原女が薪に花を折そへてなど歌に詠せられて古來世に名高くなりしなり

静市野村志

本村は静原市原野中の三村を合併して一村となせり三村本郡の中央山谷の内に鼎立せしか明治二十二年町村制實施の時合併して自治の一村となしたり

野中 本村の中部に在り南は市原に連り東北は静原に接す

市原 本村の南部に在り舊と櫛原野と稱す

静原 本村の東北の谷奥に在り

區域

北は鞍馬大原兩村と山嶺を以て界し東は大原村東南は岩倉村と山嶺を限り南は岩倉村上賀茂村と山嶺又鞍馬川を以て界し西は上賀茂村と十三石山を以て界とす

幅員

南北二里二十町餘 東西一里餘

郷莊

古代は蓋し賀茂郷に屬せしなるへし又中古より小野莊の名あり

管轄

古代は上賀茂別雷神社の神領の内なり中代管轄詳かならず徳川時代には静原は九條家金地院大光明寺市原野中は禁裏御料の外金地院曼華院相國寺油小路家等の領地なり明治維新後京都府管轄となれり

形勢

四面皆山にして溪谷長位より坤位に蜿蜒として延ひ長四里許部落其間に分散す耕地は纔に溪流に傍へる部落の近側に過ぎず

山岳

河合谷山

村の東靜原部落にあり周圍一里三十四町嶺上より四分し其南は本村に屬す登路二里險なり溪流の一條靜原川に入る

江文山

河合谷山の南にあり周圍四町其西北本村に屬す

向山

村の北にあり周圍一里嶺上より四分し其南本村に屬す樹木多し溪水一條市原川に入る

蛇谷山

村の南にあり周圍二十町許其西南本村に屬す溪水一條は市原川に入る

寺谷山

村の北にあり周圍二十五町其南本村に屬す松及雜木多し溪水一條二の瀬川に入る

其他之を畧す

河川

靜原川

村の東北河合谷山より出て溪谷の水を合し西南に流れ野中小字打合に至り鞍馬川に合す延長二里餘廣所二間狹所五尺深所五尺靜原にて田地四十五町市原にて十一町野中にて一町に灌溉す舟筏の便なし

鞍馬川

北方鞍馬村二瀬より南流し本村西南野中市原を過き山峽を西南に流れて上賀茂村に入る延長二千三百間深所二尺常水乏しからさるも河底太卑きを以て灌溉に便ならず舟筏通せず

市原川

鞍馬川靜原野中川の下流にして上賀茂村字出合に至り賀茂川に合す

野中川

鞍馬川の下流にして大字野中字打合に至り靜原川と合し市原川に入る兩川とも田地に灌溉す

道路

鞍馬街道

南方岩倉村界より北上し鞍馬村二の瀬界に至る即ち若狹街道なり延長二十二町餘廣二里餘

大原街道

大原より江文峠を越へ靜原を過き野中に至り鞍馬街道に續く

橋梁

靜原部落鞍馬川に架る橋梁にして長七間廣二間明治三十六年府費經營に屬し新造せらる舊來は道路と共に村費にて甚だ完全を欠きしか此に及び新設となれり

里程

本村元標より里程左の如し

京都府廳	三里七町	愛宕郡役所	二里二十三町
鞍馬村	二十九町	岩倉村	一里十九町
大原村	二里二十六町	靜原	一里
雲ヶ畑村	二里二町		

運輸

本村は四面皆山にして唯鞍馬街道のみ運輸に便なり

字地

靜原	段別	字地	段別
----	----	----	----

河合社野 向畑谷 蛇西 向畑谷 向畑谷 宮の 中在 中在 西在 思在 十在 竹在 小在 尼在 荒在 平在 四在 篠在 横在

三五、二〇一〇
一、三三四一〇
二、一三三四四
九〇〇四
三、五二二〇
二、二五二一九
二、四四一七
三、〇七二七
一、八〇〇九
一、六六二一
五、二八二五
二、三三二五
一、四三二一
一、九六二三
二、四〇一〇
二、七六一〇
一、九〇〇九
一、八〇〇二
三、五八二三

枝中寺 木島谷 前口山 戸室丸 蔭谷 昌谷 田越 勝谷 柳谷 水反 三反 繁反 小反 近反 松反 笹反 氷反 瀬反 横反 木反 宮反 寺反 中反 枝反

四五、五二二七
三、五八〇二
六二、六二二二
一、六二〇七
一、六一二五
二、四九二四
二、〇八一七
二、一五一四
二、七〇一五
一、五二〇五
三、六〇一三
二、八二二五
二、三〇二二
二、一九一八
二、六二〇九
一、六七〇三
一、九九一一
一、二二二八

受宥郡志 静市野村

四百五

根相小 杉山 窰城 中西 畑中 發畑 築畑 的畑 平畑 神畑 松畑 鳥畑 水畑 狩畑 大畑 治畑 芋畑

二、一六二二
一、九一一一
一、六三二九
一、〇二二九
一、〇四一九
九六一一
一、〇二二三
一、二六二六
一、四九一四
七三三三
一、三七二六
一、五二一三
一、二二一八
一、二四〇二
一、一六〇二
一、五八二四
九五、一〇二四
三三、四〇一一
五六、七七二四
七〇、四八二四
四一、二五二四

治部谷 峠部 向部 岩部 和部 東部 樋部 堂部 深部 谷部 稻部 下部 中部 柏部 延部 蔭部 城部 青部 鎌部 畑部 讓部

五、一七三一
一、五四二六
一、四三二八
一、三四〇七
一、二四〇二
一、六八二八
一、七三二七
一、三三二五
九四二四
一、七七二二
一、六二〇三
二、四九二六
三、〇一二六
九三二五
二、四七〇三
七六、二二二三
三九、〇一〇〇
四六、二四一九
三四、七一二四
三六、〇七〇九
七九、一一二九

受宥郡志 静市野村

四百四

蛇谷 一三、三三二八
地籍 七、八二二六

向山

六、六三二七

明治四十一年十二月末日調

官有地 第一種 一四、五〇一九

村社地 第一種 三四〇二

道 第三種 八、一三三九

河川 六、〇二二八

其他 第四種

寺院敷地 第四種

民有地 一、〇六〇、四〇〇七 地 租 二、七七一、一三三

定率 一、二一九、六三六
增率 一、五五三、四七七

田 一〇一、六八二〇 地 租 二、二二三、二七二

定率 一、〇二一、〇三三
增率 一、二二二、二九九

畑 二、四一三八 地 租 二〇、八〇七

定率 九、四五八
增率 一一、三四九

宅地 九、七九二五 地 租 一八七、六五七

定率 八、九八八
增率 一〇、三二五

原野 四七二三 地 租 一三三

定率 七六〇
增率 七二〇

民有免租地 三三〇、二二九

明治四十一年末現在

學校敷地 一三〇一

墳墓地 四四一九

溜池地 四二二四

井溝地 九六一六

保安林 九六一六

警察署敷地

隔離病舎敷地

其他ノ公用地

租 國稅 三、一〇二、二五二
府稅 一、四七九、〇六五
郡費 三〇三、七三〇
村稅 五、四六四、三〇六

四十年

官 静市野村役場 字野中

野中尋常小學校西隣に在り小學校と共に新築せしなり

静市野巡查駐在所 字市原

愛宕郡志 静市野村

野中尋常小學校

明治八年六月創立にして明治四十一年度在學兒童數は男二十八人女三十人計五十八人職員は正教員男一人代用教員女一人計二名本年度經費は九百拾九圓〇五錢なり

靜原尋常小學校

明治八年六月創立にして明治四十一年度在學兒童數は男四十六人女四十九人計九十五人職員は正教員男二人本年度經費は九百參拾貳圓七拾貳錢なり

四十一年

農産物

米	一、八九〇、五	二九、八六〇、 _五
麥	三六七、	三、二八九、
大豆	二二、	三三、一四九、
小豆	一一、	二四二、
豌豆	一五、	二二八、
大豆	四、	三八、
大豆	四六〇、	一三〇、
大豆	八〇、	四〇、
大豆	一二、	一〇二、
大豆	一三、五〇〇、	一、一九〇、
大豆	一、六八〇、	五〇〇、
大豆	二四、五〇〇、	一、二二五、
大豆	五〇〇、	四〇〇、

里馬鈴薯	一〇、三五〇、	一、五〇〇、
甘藷	五、〇〇〇、	三〇〇、
葱	六、〇〇〇、	四二〇、
玉葱	二、六〇〇、	二〇八、
茄子	九〇〇、	一一〇、
南瓜	一五、〇〇〇、	二、〇〇〇、
胡瓜	一〇〇、	九〇、
其他	二、四〇〇、	三六〇、
計	一八、	一六二、
林産物	一〇、三三〇、	一七五、
丸及角林	四五、	一、五七五、
竹材	一、八〇〇、	一、六二〇、
薪材	九〇、	五四、
木炭	三五〇、	一、七五〇、
松茸	一、四四〇、	一、四四〇、
計	二〇八、	一四五、
合計	二〇八、	六、五八四、
業	二〇八、	四九、九五三、
民	二〇八、	四九、九五三、

愛宕郡志 靜市野村

明治四十一年末現在 四百九

職業別

職業	戸數	人口
農業	九三	二六五
林業	五一	一八三
工業	一〇	二一
商業	一六	三七
交通業	三四	九四
日稼及勞働者	三五	八
雜業	二二	四九〇
公務及自由業	三	一九八
無職及職業不詳	二	
計	二二二	

直接國税を納むる者左の如し

車種	納税額	計	備考
百圓以上	一	五拾圓以上	四十二年
拾圓以上	四七	五圓以上	八
參圓以上	二二	三四	
車	七〇		四十二年十月關
荷馬車	一七		一三

家畜	乙牛車	甲牛車	計	備考
中牛車	三		大七車	三十七
小車	一			四十二年未現在
牛	二		四四	
馬	一		四四	
本籍人口	五三		五四	明治四十一年未現在
士族	三三			
平民	六六三			
計	六六六			
現住人口及戸數	一三二九			

宗	戸數	人口	備考
神道	七七	男三三二 女三六八	大原
佛道	一〇四	男三〇七 女二〇七	市原
基督教	一	男二二 女二二	野中
計	一八二	男六六二 女七〇三	

宗教末詳

一七

龍田神社

字野中 小字四畑

祭神 志那都比古命 志那都比賣命

社傳には仁徳天皇の御宇の創立なりとあれと據る所を知らず其後天文十三年大風の爲め社殿破壊同九月に再造ありて村社吉田家にて龍田の大神を勧請せりといへり境内百十七坪民有地第一種

境内末社

稻荷神社

祭神 宇賀御魂命

大神宮社

字市原 小字蛇谷

祭神 天照皇太神

境内末社 村社創立詳かならず境内五百二十五坪官有地第一種

神明神社

祭神 伊弉諾尊

片岡神社

祭神 大山祇命

八幡神社

祭神 應神天皇

嚴島神社

同 同

祭神 市杵島姫命

村社創立詳かならず舊と粟種辨財天と稱す明治維新改めて嚴島神社と云ふ境内百四坪官有地第一種

静原神社

字静原 小字眞路山

祭神 伊弉諾神

天津彦火々瓊々杵神

村社社傳には成務天皇十二年壬午歳の創立なりとあれと據る所を知らず古來よりの名社にして後鳥羽後

醍醐兩天皇の繪旨鎌倉室町將軍家の教書等相傳せしを明應年中此地に山本對馬入道の戰爭ありし時兵火に焼亡して今傳らずといふ社領も祠宮も舊時は多かりしか豊臣氏の時は下鴨社領の内にて年々三十石三升四合を領受せりといふ境内八百九坪官有地第一種本殿拜殿神庫末社皆備はり村内第一の社なり

境内末社

若宮

祭神 豊受比賣命

比賣宮

祭神 春日四柱神

貴船神社

祭神 甕原道真朝臣

天満宮

祭神 大日靈女尊

大神宮社

祭神 太田彦命

太田神社

祭神 經津主命

肩揃神社

祭神 應神天皇

八幡宮

祭神 大山祇命

惣山神社

祭神 武甕槌命

天皇神社

同 同下山

祭神 仲哀天皇

天武天皇

無格社社傳に元明天皇和銅年中創立といへと據る所を知らず境内二百十三坪官有地第一種

琴平神社

同 同堂ノ峰

祭神 大己貴命

崇徳天皇

無格社社傳には崇徳天皇讃岐國にて崩御の後兵衛佐局か天皇の御遺旨により御遺物を集め京都に歸り此地を相し安仁年中創立せしものなりとあり未だ如何を知らず境内四百坪民有地第一種

境内末社

奥ノ宮 祭神 兵衛佐局
稻荷神社 同 同稻荷山

宇賀御魂命
無格社創立詳かならず境内五百二十坪民有地第一種

寺
專稱庵 字野中 小字中島

本尊 阿彌陀如來

淨土宗一心院末天文十七年僧稱念創立す境内三十三坪民有地第一種

普陀洛寺 字市原 小字篠阪
本尊 阿彌陀如來

天台宗鞍馬寺末此寺は清原深養父か舊地なりといへど其實は然らず深養父の舊地は靜原の谷奥に在るを正しとすへし此地は此谷の各村の葬地なり舊來賀茂川の水源各村は其水皇居の御用水なるにより其流域に死屍を埋葬せざる例なり故に鞍馬貴船二ノ瀬靜原野中市原は必ず此地に葬る慣例なり此地本村市原と岩倉村幡枝との界にて小阪あり阪の北は其水西北に流れて鞍馬川に入り賀茂川に合す阪の南は其水南に流れて岩倉に出て高野川に入る故に其共同墓地を此阪の南部に設けしなり此慣例は何時に始りしや詳かならねど阪の南は全く養葬の地たり其中に大なる古石塔二基あり小野小町四位少將墓と云ふものなり是は固より訛傳なり蓋し養葬の供養塔にあらん山城名勝志の常壽院の分註に有二基石塔土人曰小野小町四位少將墓誤傳歟疑後冷泉院小野皇太后御塔歟又此小堂稱補陀洛寺是又可虛説とあり山州名跡志にも其事を辨して曰く古老云近世の新説也此寺は元來爲墓守建立する草庵也未見實説普陀洛寺の舊蹟下と云々當時已に普陀洛寺と号せしも其實跡にあらざるを証せしなり蓋し普陀洛寺は早く廢せしも其名の高きにより此墓守の草庵に其名を冒せしなるへし普陀洛寺の舊蹟は別に記す

靜林院 同 小字西野

本尊 阿彌陀如來

淨土宗一心院末寛永十三年創立境内百四十六坪民有地第一種

阿彌陀寺 同 小字堂山

本尊 阿彌陀如來

淨土宗知恩院末延寶三年創立境内百一十一坪民有地第一種

境内佛堂

大日堂 本尊 大日如來

地藏堂 本尊 地藏菩薩

善光寺 同

本尊 阿彌陀如來

淨土宗誓願寺末貞享二年創立境内六十三坪民有地第一種

惠光寺 同

本尊 阿彌陀如來

淨土宗禪林寺末寶曆二年創立境内百坪民有地第一種

附記

本村各部落に於ては鞍馬雲ヶ畑諸村と同じく死者を土葬することなし朝廷御用水の源流たるにより其穢を避けて市原の小阪を踰へ其南にて高野川の流域に屬する地に葬る例なり何の年代より始りしを知らず
名勝舊跡

小野皇太后舊跡并常壽院

小野皇太后舊跡は未だ詳かならず或は今の普陀洛寺といふ所なりとし又綴世繼にひえの山の麓邊のとい

ふ里とあれば必ず其方なるべしともいふ平家物語に普陀洛寺と續けて記したれば其順路にありしにや後
 は關白教通の第三女にて後冷泉院の女御となり治暦四年皇后に立てらる然れど此より先關白頼道女寛子
 入内ありし爲め後の兄靜圓の小野の山房に入り専ら佛乘に歸せらる天皇崩御の後皇太后と尊はれ奉て落
 飾して尼となり其山房を佛寺となし此に住せらる此山房は白川法皇雪見の御幸ありし所にて其記事を見
 て當時の光況を想見るべし康和四年八月十八日御年八十四にて此にて崩せらる故に小野皇太后と稱す
 て其寺は常壽院と號し丈六の彌陀を本尊とし天台宗にて太后の兄某僧正之を管す拾芥抄に小野皇太后御
 願奉寄白川院金剛立石とあり慈鎮和尚別當となりし事あり其名利たりしを知るべし續世繼には其をの
 寺などは猶のこりて三昧をとなふ僧もまたかすかに侍べるにやとあれば此頃は猶存せしなり山城名勝志
 の分註に今市原村、有小堂、世稱常壽院舊址、有二基石塔、土人曰、小野小町四位少將墓、誤傳歟、疑
 後冷泉院小野皇太后御塔歟、又此小堂號補陀洛寺、是又可虛傳とあり試に此地を小野山莊の古跡とすれ
 ば其石塔を御塔といふも當れるが如し今小町少將の墓といふは小野といひ小町の名高きより訛傳せし
 のと考がへらる此小堂を常壽院といふは既に久しき事なれど何時より始まりしを知らず京都府の記録に
 は記されず猶考ふべし

普陀洛寺舊址

拾芥抄に千手本願延昌僧正清原深養父建立とあり延昌は天台宗の名僧にて惠亮僧正の弟子にて村上天皇
 の時の人なり延昌が此山にわたりし信心堅固なる修行者の事に感じて其由を奏聞して寺を建立し普陀洛
 寺と號せし由今昔物語に見ゆ天徳三年四月二十九日供養行はれ應和二年四月十七日宣旨を以て御願寺と
 定めらる此より名利となり二百餘年を経過せしが如し治承年間陸奥の基衡が無越寺を建立するに及び東
 鑑に其佛像の事を記して曰く基衡建立無越寺内吉祥堂、本佛者奉模洛陽補陀洛寺本尊觀音生身之由有託
 語、爲殿重鑿像之間、更建立觀音像其内奉納件本佛也とあり無越寺は奥州の巨剎にて基衡の國力を盡し
 て建立せし所なり普陀洛寺の舊址は靜原の山中に在り山城名勝志の分註に舊跡在江文明神與靜原間所々

在礎石或云、去靜原民村半里許、山麓有古樅一株是補陀洛寺舊跡也とあり山州名跡志には舊地靜原北端
 より五町許寅の方に當る山間也谷を左に入る十二町許土人此所を出堂谷、其山上古木森々たり是其堂跡
 也、大なる岩あつて景色をなす其地傍に古たる石塔婆一重ありと記したり

標原野

即ち今の市原なり此地は鞍馬街道に當り古より著名の地なり源頼光鬼童丸等の事を傳へたり鬼童丸が隠
 れて頼光を狙ひし所とて山際に石窟ありといふ

慥窩先生市原山莊遺跡

市原小字札の辻の西方五町許の山麓に在り小字向山二十一番地にて山林一段なり先生儒道を明かにし以
 て天下を救はんと欲す然して遇はず此地の清佳を愛し時に隱居して道を樂しみ塵外に逍遙せられたる所
 なり後光明天皇御製先生の文集序に乃退廬市原、隱居放言、恣思丘岳、任情山林、沈吟小詩、作爲文章
 云々とあり林道春の撰みし先生の行狀に洛北市原山中、有百餘弓之地、先生欲與道春俱行遊市原、以有
 公務而不果、先生時々獨往、乘輿吟詠云々、又同人の作りし記文に北肉山地爲洛水之源、後山前水、有
 松峰桂壑紅泉碧磴泉石雲烟之勝、高師慥窩先生卜幽居贊其志云々とある所なり先生其八勝を擇み雅號を
 附け各々其歌あり門人武田道安は爲に夕佳樓を建て石川丈山等は時々來り遊びたり今は全く荒煙して廢
 墟となり僅に其跡を認るのみ一世大儒の芳躅なるに此の如く空しく荒廢に委するは誠に惜しむべきなり
 近年舊跡保存の流行するに此所にも一片石を建て、永く世に標したきものなり

甲寅中秋市原看月

殘生豈得幾回秋佳節月前宣髮頭清影轉處心亦轉四山帶光一川流
 青山高聳白雲邊仄聽樵歌忘世情意足不救絲竹樂幽禽睡熟碧巖前
 市原の山莊にその景あるものことに入の名をつけ侍りて

飛鳥潭

とふ鳥のあすかそえやはいひあへんけふのふちせのなかれての代を

手 月 磧

いく世たれ雲のよそにやなかむらんわか手に結ふ水の月かけ

朽 斧 松

琴の音にくたすや斧の柄にしあればこの山かつの軒の松かけ

巖 壙 水

いはかきや水のすたれのたれこめて世のありさまとへたてはてゝき

北 肉 峰

心をやそかひにすらん人もわれも北のそかひの山のなかはに

流 六 溪

谷川の水のまに／＼流らん六のむなしきかたもさためす

洗 蜜 科

たかみそきいかにかくしてかくるらんみそか心は神もしらしを

枕 流 洞

うたゝねの枕なかるゝみつ草のみどりの洞は春秋もなし

山本尚治静原城墟

静原の北方城谷山の嶺に在り上下二郭をなし上郭は周三町下郭は周二町許石垣の跡僅に遺れり山本は岩

倉村より此邊を領せし土豪にて足利氏に屬し功あり天正中明智光秀と戦ひ落城し光秀に屬し天王山に戦

死せり山本氏の事は岩倉村誌に在り

風俗民情 山間各村と大同少異にして別に記すべき程の事なし

鞍馬村志

鞍馬の名は鞍馬寺の稱號より起りし者なり今は貴船二ノ瀬二村を合併して鞍馬村となす

貴船は貴船谷の奥に在り元標より谷を回り貴船川に随ひて上り三十二町餘

二ノ瀬は鞍馬川の下に在り元標より十七町

區 城

北は花脊峠片生峠を負ひ花脊村丹波國北桑田郡黒田村字片生と界し東南は大原村靜市野村と界し西は雲ヶ

畑村と鄰す三方概ね山嶺を限り獨り其南西は谷を以て界とす

幅 員

東西約一里南北約二里二十町面積約一千百七十二町三段餘を有せり

郷 莊

詳かならず蓋し賀茂郷に屬せしものゝ如し

管 轄

往古詳かならず寛仁年中本郡八郷を賀茂兩社へ寄せられし時も本村は鞍馬寺領として除かれしなるべし中

古以來鞍馬は鞍馬寺領貴船は貴船社領二ノ瀬は藤原惺窩の領其後林家の領となり以て明治の變革に及び京

都府の管轄となれり

形 勢

二ノ瀬より入り兩谷に分かれ東を鞍馬西を貴船とす其狀又木の如く北部は高峰峻嶺相連り東西に分水嶺を

なす鞍馬貴船の二水此より出て梶取に至り合流して二ノ瀬に下る山谷深沓陰鬱にして極めて幽僻なり

山 嶽

鞍馬山 愛宕郡志 鞍馬村

本村の北東に屹立して北方花脊峠に連なり直立約二千八百尺周廻二里二十町峰巒秀を競ひ老樹蒼蔚其上に鞍馬寺在り別に寺院名勝の部に記す

貴船山

本村の北西に屹立し北方花脊峠に連なる直立約二千尺周廻約一里山嶺險峻にして樹木多し貴船川之より出て南流して鞍馬川に合す貴船神社其谷底に在り

龍王ヶ嶽

鞍馬部落の東南に在り静市野村と境界をなす直立約千八百尺周廻一里餘樹木多し

河川

鞍馬川

本村北部花脊百井の嶺上より發し深谷の水を合し鞍馬部落を貫流し梶取に至り貴船川と西南流して二ノ瀬を経て静市野村に入る延長二里二十町深所八尺水最も清くして少なし大雨溢れ易し

貴船川

本村の北部花脊峠の嶺上より發し貴船部落を貫流し梶取に至り鞍馬川に合す延長一里二十町深所七尺

森林

官林 二百十五町二反九畝十一歩
民林 千百五十六町六反一畝十二歩

道路橋梁

名區勝地道路

鞍馬寺門前より二ノ瀬を経て静市野村に入る延長十九町廣二間明治廿七年開修
若狹街道

鞍馬寺門前より花脊峠を踰えて花脊村に入る延長一里二十町廣九尺明治二十七年より繼續工事として改

修

本村より貴船谷に入り花脊峠を踰えて丹波國北桑田郡黒田村に入り延長二里十八町廣六尺

二ノ瀬橋

二ノ瀬入口なる鞍馬川に架る長八間廣一丈土橋

十王橋

鞍馬部落鞍馬川に架る長六間廣一丈

梶取橋

貴船谷入口小字梶取に架る長七間廣六尺

里程

本村より里程左の如し

京都府廳

四里

愛宕郡役所

三里十七町

花脊村

三里廿一町

大原村

二里三町

静市野村

二十九町

雲ヶ畑村

二里十三町

丹波國北桑田郡黒田村

二里十八町

運輪

全村深谷の間に在り交通不便なり其京都に達する道路本村より以南は近年開修車運に便なり其他は未だ車道を通せず

字地

鞍馬區

中ノ町

方位

段別

字

在地

方位

段別

中ノ町

中央

六八〇四

下

在地

中央

二五二二六

愛宕郡志 鞍馬村

四百二十一

川西町	坂	長	灰	惣	中	湯	長	下	仙	竹	奥	花	大	奥	北	下	岩	中
西	ユ	ユ	焼	頭	ノ	屋	ユ	西	德	西	西	瀬	見	東	東	山	上	在
二ノ瀬區	燭	ソ	ユ	燭	森	ケ	リ	山	谷	原	山	峠	谷	山	山	山	地	中央
二ノ瀬區	同	同	同	同	西	同	西	同	中央	同	同	同	同	北	東	同	同	同
二四、八二二	二〇六、三〇〇	一一二、一二六	一三三、一二六	七、四二四	一一、五二五	一六四、三三二	二二五、六〇三	二三五、二一九	一三七、二二一	三八九、二二〇	四二二、一〇五	四二一、四〇五	二二九、六二七	三八二、八二八	二六九、二〇二	四九〇、六二七	九、一〇九	一三、一一四
鳥帽子形	東	西	瀧	梶	樋	釜	阿	阿	御	百	百	山	百	戸	上	向	上	上
南	脇	脇	谷	谷	取	ケ	藏	藏	管	々	々	子	井	井	河	河	河	河
南	谷	谷	谷	谷	取	谷	谷	谷	山	井	井	谷	谷	谷	山	山	山	山
南	同	同	同	同	西南	同	同	同	中央	同	同	同	同	東北	東	東	東	中央
四一、五〇九	一八二、七二三	一五五、五二四	二三四、七〇二	七、〇二四	二二四、七〇二	八二、二二六	四六五、一一〇	三七四、九〇三	一三三、五二九	一六四、〇二一	五二二、〇二八	一三三、〇一六	五四三、七〇四	二二二、九〇七	二九一、五二七	三〇、一〇二	一六、九一〇	一六、九一〇

川東町	向	大	笹	栗	笹	丈	長	長	細	松
東	浦	原	夜	原	原	ケ	谷	谷	ケ	尾
同	同	同	西	西	西	西	西	西	同	同
同	同	同	西	西	西	西	西	西	同	同
二六、一〇四	一四六、八二三	一五八、四二四	二八三、三一七	一九三、六二二	一四一、九〇三	一一〇、六一二	一一八、八二七	一三八、六二五	一四一、二二七	四九〇、四〇八
廣久保山	長	長	栗	湯	深	樋	野	川	岩	川
同	側	側	又	屋	道	ノ	中	下	風	風
同	乙	乙	杲	利	谷	水	リ	リ	呂	呂
同	同	同	西	同	同	同	同	同	同	同
同	西南	西南	西	同	同	同	同	同	同	同
七〇、〇二〇	一六七、二二八	二二九、一二四	五二二、六二五	七三、七二八	一一九、四一四	一〇四、五〇九	二八八、二〇六	一九四、九二四	一四〇、二二四	五一六、八二四

明治四十一年十二月末日調

官國幣社地 第一種 一五、〇一八

國有林野 第三種 二二五、二九一

河川滯渠 第四種 六、四五二八

寺院敷地 一九、〇二〇七

民有地 一九、〇二〇七

道路

有租地	一、二七二、二七二五	地租	六〇八、九〇三	定率	二二七、六八五
田	八六一	地租	一六、二〇一	定率	三七一、二一八
畑	七、〇六〇	地租	三三、九五〇	増率	七、三六五
宅地	七、四二二	地租	二七四、二〇五	増率	八、八三六
山林	一、一五六、六一二	地租	二八四、一七六	同	一八、五三〇
原野	一四二四	地租	七七	同	一八、五三〇
民有免租地	六〇二	地租		同	一五、四二〇
學校敷地	一七〇八	地租		同	一八、五三〇
墳墓	?	地租		同	一五、四二〇
溜池	?	地租		同	一四、九四六
井	?	地租		同	一五、四二〇
保安林	?	地租		同	一四、九四六
隔離病舎敷地	?	地租		同	一五、四二〇
其他公用地	?	地租		同	一四、九四六
租		地租		同	一五、四二〇
府國		地租		同	一四、九四六
稅		地租		同	一五、四二〇
稅		地租		同	一四、九四六
稅		地租		同	一五、四二〇
稅		地租		同	一四、九四六

官村郡 稅費 一三五、七〇三
 鞍馬村役場 大字鞍馬 小字中在地 二、八三九、六二八

明治十七年迄は鞍馬村戸長役場と稱し一村獨立せしが同十八年二ノ瀬野中靜原市原貴船六村を合し二ノ瀬外五ヶ村役場と稱し二ノ瀬に設けたり二十二年野中靜原市原を合し一村を立つるに及び二ノ瀬貴船と本村を以て鞍馬村となし其役場を此に移したり
 鞍馬巡查駐在所 同上
 鞍馬郵便局 同上

鞍馬高等小學校
 明治八年十月創立にして三十九年度より尋常高等を併置せり明治四十一年度在學兒童は尋常科男八十六人女六十九人高等科男九人女八人計百七十二人職員は正教員男三人女二人本年度經費は千七百參拾壹圓七拾錢外に實業補習學校の附設ありて經費百貳拾八圓女子手藝學校費參拾七圓あり

物産
 本村は山間に在りて田畑甚だ少なく物産としては薪炭を主とし鞍馬石は其特産品たり建築用又は庭石用として各地に貴重せらる穀物の如きは常に他より輸入需用に供しつゝあり
 商業は那の特産品たる薪炭の集散地にして京都市内との取引盛んなり一見市街の體裁を爲せり

林産 四十年 三、〇〇〇
 丸及角材 一、一〇〇
 愛宕郡志 鞍馬村 四百三十五

挽材	1,000
木材	1,000
薪炭	3,350
鞍馬石	4,000
其他	300
計	11,650

備考 農産物として記する程のものなし林産物中木材并に薪炭は花脊村久多村大原村の内大見尾越及び北桑田郡等四時絶へず集散し本郡に於ける薪炭の元販賣地にして鞍馬炭の名高し尙ほ鞍馬石ハ本村の特産品なりとす

直接國税を納むる者左の如し

百圓以上	1	五拾圓以上	41
拾圓以上	26	五圓以上	1
參圓以上	19		24

明治四十一年末現在

農業	107	人口	48
林業	6		61
工業	27		104

人口

商業	28	一五〇
交通業	2	7
日稼及勞働者	5	45
雜業	9	85
公務及自由業	7	12
無職及職業不詳	36	324
計	227	1,386

備考 養蠶業四戸四十三人は農業欄内に併記す
四十一年十月調

車	八六	甲牛車	四
荷馬車	1	大牛車	78
乙牛車	1		
中牛車	2		
家畜			
牛	5		
豚	1		
計	55		

四十一年末現在

本籍人口	4	明治四十一年末現在
士族	65	
平民	672	
男女	693	

明治四十一年末現在

計 現住人口及戸數 一、四一六

人	口	男	女	大	字	別
計	七〇四	男	女	按馬	二ノ瀬	貴船
戸	六八六	四四二	四三七	八七九	二八二	六七三
宗	一、三九〇	一四四	六〇	三七一	一四〇	二二三
神	二二七					
佛	二二八					
基	一、二五八					
宗						
教						
未						
詳						
社						
費						
船						
神						
社						
高						
甕						
神						

延喜式に名神大月次新嘗とあり二十二社を定めらるゝや下八社に加はり式の名神祭二百八十五座の一なり創立由緒は詳かならず其神階は弘仁九年六月從五位下を授けられ此より累昇して保延六年七月正一位に進めらる嵯峨天皇大社に進められしより歴朝崇敬最も厚く祭神の水神なるにより祈雨祈晴の奉幣屢々行はれ大和の丹生川上神社と大凡相同し龜山法皇御幸の事あり社殿は白鳳年中賀茂社造營の時建設ありむものゝ如し朝廷幕府より造宮ある事加茂神社と同じく正遷宮卅六度に及べりといふ舊時は今の奥宮の地本社なりしが其地谷底溪涯に在るを以て永承元年七月洪水の爲に流損し天喜二年四月又水害に罹りし

を以て更に今の地を本社と定めらる境内は東は貴船道又は貴船川を限り西は二ノ瀬の山嶺を限り南は鞍馬川と貴船川合流の所梶取社を限り北は丹波國界芹生峠に至る四十七町餘に及びたりしが其後沿革詳かならず舊境内百三十町三段四畝ありしが現境内は本社境内六町一段三畝二十九歩奥宮境内七町九段七畝七歩官有地第一種なり

其末社は舊時は境内なりしも今は多く境外となれり社縁は往古由良庄を領せしよし其他詳かならず中代より別當神社の攝社の中に加へられしより其末印地は唯三石のみにて別當神社社領の内にて貴船田と稱せし者六十六石八斗二升あり其神職は舊來禰宜祝を置かれ賀茂の社家より之に任じ之を貴船の二官と云ふ一切神事祭式其他の事務來皆賀茂の祠官にて執行せり之が爲め貴船と相争ひ訴訟を起し大に紛錯を極めし寛文年中徳川幕府は賀茂の攝社と判決し以て明治に及び祀典改正の時官幣中社に列せられたり

奥	宮	祭	神	本社に同じ	
右本社	の奥五町餘	に在り			
白	鬚	社	祭	神	猿田彦命
鈴	鹿	社	祭	神	大比古命
川	尾	社	祭	神	賀牟良姫命
牛	一	社	祭	神	木花開耶姫命
右本社	境内	に在り			
吸	葛	社	祭	神	味鋌高彦根命
日	吉	社	祭	神	大物主命
鈴	市	社	祭	神	五十鈴姫命
私	市	社	祭	神	大國主命

林田社

祭神

少彦名命

右奥宮境内に在り

結社

祭神

磐長姫命

右奥宮の南に在り

白石社

祭神

宇賀魂命

梅宮社

祭神

木花開耶姫命

右貴船川の東涯に在り

梶取社

祭神

下照姫命

右貴船の入口鞍馬川の南梶取に在り

由岐神社

大字鞍馬山 小字鞍馬山

祭神

大貴己命少彦名命外八柱

村社舊と軀大明神と號す天慶三年庚子歲の勅創なりと云ふ古傳に天子不豫或は三十間騒動の時軀を社前に懸くる例あるにより軀社といふとぞ鞍馬寺山内に在り蓋し其鎮守社にやあらん天正十二年慶長十五年豊臣氏より社殿興造あり天正十七年正一位を授けらる境内五百坪官有地第一種社殿拜殿頗大なり一村皆氏子にして祭日は十月二十二日なり其夜毎月炬火を焚き青年男子は力を極めて大炬火を擔ぎ神幸に供奉し炬を點じ其儀頗る盛んなり世に鞍馬の神樂松火と云ふ本社棟札は豊臣氏再造の時の物にて慶長十二年丁未吉日片桐東市正且元華押あり

境内神社

岩上社

祭神

大國魂命

冠者社

祭神

大物主命

方谷神社

大字二之瀬 小字川東

祭神

祭神 惟喬親王

村社口碑に親王小野御隠栖の後山中にて薨去あり從臣之を哀しみ此に社を建て奉祀せり時に元慶元年三月二十五日なりと初め惟喬親王社と號せしを天文十三年吉田家より今の社名に改めしと云ふ親王の事は大原村志に記せり境内六十坪民有地第一種

富士神社

大字二之瀬 小字川西町

祭神

惟喬親王母靜子

村社創立由緒詳かならず境内五十八坪民有地第一種

鞍馬寺

大字鞍馬山 小字鞍馬山

本尊

毘沙門天王座像

脇佛

吉祥天女立像

善膩童子立像

宗旨天台宗延曆寺派にて從來無本寺なりしが明治改正後延曆寺に屬し准別格二等大寺たり宗格なり其宗旨は創立の時は法相宗にして寛平年中真言宗となり天永年間より天台宗と爲れり初め過海大師鑑真上人の高足鑑禪上人法徳世に高し光仁天皇寶龜元年正月四日寅時靈夢に感じ其地を尋ねて山脊國に至り遙に北方の山上に紫雲の霧くを見て其靈地を知り其山に登る未だ其地を得ず假寐中高僧の告により其翌早朝陽の中白馬寶蓋の瑞を感じ其下に至る果して靈地を得又毘沙門天出現の感應あり草庵を其地に結ひ毘沙門天像を安す之を本寺の濫觴とす故に寺を建立するに及び白馬蓋寺と號す鞍馬山の稱は此より起り正月初寅の日を第一の會式とするは此に基けり延曆中從四位下藤原伊勢人勅を奉じ東寺を建立せり此人深く觀音を信じ靈地を相し一堂を營せんと欲す偶々靈夢の告に従ひ此山に登り鑑禪の毘沙門天を安せし草庵に至り大に感ずる所あり改めて精舎を營み觀音大士の像を刻して之を安す是れ本寺の創立なり其後朝廷崇敬益々厚く勅願寺と定められ京北の名刹となり其名海内に聞ゆるに至れり伊勢人の子孫檀那となり堂宇

を建て僧侶を置き益々盛大になりしが其後一時衰頽せしを寛平年間東寺の十禪師延峰上人之中興し改めて眞言宗となす鳥羽天皇天永年間延曆寺天台座主忠尋僧正更に之を興隆し是より天台宗となり以て令に至れり寺地は鞍馬山を領し堂宇子院山上山下に相連り輪奐の美を來し、か屢々回祿に罹り大治の災には重怡上人之を再建し更に阿彌陀堂を建て丈六の大像を安し融通念佛を弘め長祿の災には春盛和尚足利將軍の許を得て糾河原に能を興行し其收益を以て再建の功を奏す戦亂をへて幾分荒殘せしが文化十一年三月二十八日諸堂回祿に逢ひ再建を謀りしも遂に明治の變革に會し全山上地となり寺祿は廢せられ非常の困難に陥りしが住職晃秀和尚百方盡瘁し明治五年遂に本堂を再建せり第一の古建築なりし貞觀年中の建物と稱せし仁王門及運處作仁王像後白川法皇御幸の時の四脚門は明治二十四年火燒祭の夜不幸にして燒亡せり寺祿は舊來鞍馬全村及其他を領し住僧多く所謂衆徒なるものありて叡山大衆と稱り兵を據し屢々軍事に従ひ一方に雄を稱し時に貴船社を賀茂社と争ひ紛闘せし事あり其寺祿は初は領地多かりしが豊臣氏以來鞍馬村一村及野中村にて合二百二十六石餘を領せり寺地は鞍馬全山一百九十九町三反九畝餘を占め守護不入地とて諸役免除せられたりしが上地の時七町六段六畝十五歩に削られ明治三十六年更に上地の内より増加して十一町三段五畝二十二歩官有地第四種堂宇は本堂の外不動堂地藏堂阿彌陀堂土堂御供所圓迦井堂本坊庫裏あれど昔の全盛に及ばず子院は徳川氏の時十坊九院と定められしが文化火災後明治維新に及び皆廢せり古代は法皇御幸公卿武家の参拜屢々行はれ今日に至るも遠近信向其法會の如きは終夜群參間斷なし其最も著しきは一月の初寅三月華供養六月二十日蓮華會俗に竹切法會といふ其他融通會大般若會も最と賑はし

魔王堂

僧正谷の奥に在り二間三尺餘の祠堂なり延喜年間峰延上人が魔王大僧正の示驗に會せし所なりといふ牛若の兵法を習ひしは此地なりとぞ
奥院不動堂

僧正谷に在り延暦年中傳教大師入唐の前此所に參籠し不動尊の示驗により其像を安せし所也といふ絶谷幽洞の奥にて人境を離れし地なり今に時々參籠修業の徒あり

此外猶有れど之を畧す

本寺は千年の名刹にして重寶古文書最も多かりしが舊來寶藏を設けず本堂の須彌壇の下に納めしがため回祿の爲め燒亡せしもの甚多し今存するもの、中にて重要品を擧ぐれば左の如し

國寶甲種二等毘沙門天立像木長五尺八寸二分吉祥天女立像木長三尺二寸五分善膩童子立像木長四尺國寶甲種二等鎮守夜叉毘沙門天立像木長五尺五寸五分同四等聖觀音立像木長五尺七寸五分にて其他名像猶多し其物品には天文申狩野古法眼の筆と稱する魔王大僧正畫像大幅あり古劔一口直刃長三尺許革製鐵具の鞘の破損せしものに添ふ寺傳に田村磨將軍深く當山を信向し東夷征伐の後其佩刀を奉納せしものにて之を天真浦寶劔と號すといふ其製延暦時代の物にして將軍の遺物として不可無きもの也又刀一口あり是も將軍の遺物にて藤戶寶劔と號す古銅方印福富印と稱す造崇福印とあり押して守護符となす蓋し崇福寺造營の時の職印なり光仁天皇の時勅創ありし名刹なり此外重怡上人の作りし銅製轉法輪器正嘉二年刻字寄進人名ある銅大燈籠等有り其古文書記録は古文書卷物二卷あり其一には北條泰時下知狀將軍賴綱立願文新田義貞延元元年六月二十三日左中將押尊氏以下追潤下知狀名和長年八月十三日伯耆守長年押當山深依奉憑入云々狀等あり六月十九日左少辨押繪旨外十條通有り多く建武延元年間本寺に宛てたる凶徒誅問に係る文書なり其中新田名和二公の文書は名賢の遺墨國史の憑証として最も貴重のものなれば已に史徵墨寶にも出でたれど其全文を此に掲ぐ

尊氏以下凶徒等追潤事以政泰所神觸遺也得其意嚴密可被致其沙汰狀如件

延元元年六月二十三日

左 中 將 押

鞍馬寺衆徒御中

右は此時後醍醐天皇叡山に蒙歷し給ひ足利尊氏京都に據る新田公諸將と大舉して尊氏を伐んとするに先ち鞍馬寺に下知せられしものなり此月晦日大舉して京攻ありしに官軍敗れて名和公戰死せられしなり

當山深依奉憑入候使者進祐賢候之處御不審尤本望候就其當所之路次肝要候歟没落置候者可被召捕候公
私用心候委細之旨但馬公令申候了恐々謹言
八月十三日

伯耆守長年押

謹上 鞍馬寺衆徒御中

右八月十三日は元弘三年の事にて名和公船上山にて回天の偉勳を建て五月鷲に扨して京都に入り専ら誓
固の任に當らるゝ時兵餘殘黨の反側するものあるを以て本寺に此狀を與へられしものなり
此外重要の文書有れど之を畧す

地藏院 大字鞍馬 小字向河原

本尊 地藏菩薩

鞍馬寺末寺なり境内二十二坪民有地第一種

稱名院 大字二ノ瀬

本尊 阿彌陀佛

淨土宗一心院末慶長七年創立境内百八十坪

名勝舊跡

鞍馬山

其所在大小は已に山岳の部に記す此山は京北の名山にして廣く海内に聞えたり其名は鞍馬寺の縁起に據
れり峰高く谷深く老樹怪岩幽怪凄絶神物の栖むところとして古來怪談頗る多し靈跡勝區其間に相交はり
春は雲珠櫻秋は紅葉の賞あり山上より遙に京洛を望むべし

鞍馬川

其流域延長等は已に河川の部に記したり鞍馬山の東南を環りて西北に流れ鴨川の源流にて水尤も清く河
涯に鞍馬石磊々と相連り奔泉其間を下り淙然として鳴る清景尤佳なり夏は河鹿を聽に宜し又盆景の奇石

を出し世に賞せらる

鞍馬寺二王門跡

鞍馬寺山下鳥居の南石階の上に在り寺傳に貞觀年中の建築にして二重樓門建坪四十三坪餘檜皮葺彩色に
て希世の古建物なり又四脚門は後白川法皇御幸の時の門なりしが明治二十四年の冬火燒祭の時共に南風
の爲に燒亡せり甚だ惜しむべし今や有志相謀り樓門再建の舉あり

七曲坂

二王門跡より本堂に登る坂路あり谷間を曲折して羊腸たる坂なれば此名あり此間八町にして一町毎に石
標あり山上より見下ぐれば村里掌に在る如くなり清少納言の近くて遠きものは鞍馬のつゝら折とは此所
なり坂路左右に櫻楓最も多し

東光坊舊跡

由岐神社の上なる櫓の老木の邊に廢墟あり之を東光坊の跡とす此坊は牛若丸が七歳より十五歳にて奥州
に下るまで居たる所にて平家物語に牛若は鞍馬山の東光坊阿闍梨蓮忍の弟子禪師阿闍梨覺日の弟子とな
り遮那王とぞ申しけるとあるは此所なりとぞ

涙の瀧

東光坊の跡より阪路を隔てゝ右の方に在り谷水の山壁にかゝりて小き瀧となれるなり牛若の涙の瀧の歌
とて傳ふれど取らず何れの頃より此名あるか詳かならず

衣の瀧

赤染衛門の鞍馬の衣の瀧といふ所にて詠める歌あれど何れの瀧とも定め難し或は涙の瀧の事にやあらん

川上地藏

衣の瀧の上にあり假建の板屋なり牛若の念持佛といへど如何にや

雲珠櫻

鞍馬山の名花なり鑑禎上人が手植の一株より生ひ茂りし櫻にて鞍馬の名に因みて雲珠櫻と名づくこと本堂の前に數株の大樹枝を交へ其満開の頃花供養とて法華懺法行はる遠近群參甚盛んなり徳川時代には所司代より花折取るべからずといふ木札を立つ大内と所司代とに花の枝を納むる例なりしとぞ

阿迦井水 本堂の後に在る山井なり寺傳に延峰上人が大蛇を呪して此水を湧出せりといふ

眞勝院跡 本堂より奥院に赴く入口の谷合にあり青蓮院尊朝親王暫く此に隱栖の事あり

講堂跡 奥院に登る坂の一町許の所に地藏の小堂あり昔の講堂の跡なりといふ

雁金坂 屏風坂 屏風坂 同じ坂路の内なり其曲折せるもの屏風を立てたるが如きよりの名なるべし

半若脊競石 坂の畔の右にあり高四尺許半若が奥州に下る時に身の丈を競らべしとぞ

天狗杉 脊競石より南一町許に在り老幹圍四十餘尺蟠根龍の如く山崖に蜿蜒す數丈の上より三幹に分れ蓋々亭々雲に聳ゆる翠蔚々人を寒からしむ分幹の岐する所摩擦せられて光澤あり物の來り栖みしが如し天狗の憩ふところなりと云ひ傳へたり

空也上人遺跡 天狗杉より一町餘の山中にあり空也上人修業の所なりといふ

不助坂 脊競石より西に下る坂なり頗る險し坂を下り谷に入れば不動堂あり

不動堂

鞍馬寺の記事に在り

差汲池

不動堂の前なる谷底の山崖にあり池にはあらで山の井なり清泉活るゝ事なし阿迦の水とて半若の古事を傳ふれど如何や差汲とは杓を差し入れて汲出すより名づけしにや

奥院魔王堂

鞍馬寺の記事に在り

半若修業場

魔王堂の在るところは深谷の底なれど別に小阜の形を爲し稍平かなり其間樹木多く大石錯落たり半若の天狗を相手に武藝修行せしところなりといひ傳へたり

半若硯石

魔王堂の邊は老岩奇石磊々相重なる幾百千なるを知らず其中に石面窪みて水の滴るものあり早天にも活れず因て半若の硯石といふとぞ

經塚

山内所々に在り石を集め家を築き其上に石塔を立つ明治十二年本堂の後なる山上の經塚より銅の八角の經筒松龜の鏡大小六面小金佛及硯石鏡鉄青磁の小盒小壺を出したる事あり其物は京都帝室博物館に在り

天狗谷

魔王堂より五六町の谷奥なり山溪益々盛まり老杉古木森蔚天を覆ひ奇岩怪石巖巖相倚り幽寂陰沈日光の照さざる所人跡の到らざる地なり昔は鞍馬寺の境内なりしが今は上地官林なり山逕全く絶え荆棘路を塞きたり此山第一の奥區にて天狗の栖む所とて人々恐れて往くものなし

大虫ヶ峯

寺より東南を望めば村を隔て、向に峙てる峯なり中興延峯上人が修法の時大蛇出現して上人を呑んとせしが上人の法力にて段々となりて死せしを此に昇てしより此名ありといふ

藥王時

大虫ヶ峯を東南に踰へ靜原に出づる阪路なり頗る險し傳教大師の鞍馬にて藥王如來の像を造りて叡山に歸るとて此阪を除るとき藥王の形に現れしより此名ありといふ或は誤りて奴峠とも云ふ

奇風

鞍馬の入口なる川より北の山にあり昔は會式の時此上より奇風をなし種々の物を參詣の人に取せしと云ふなり

鬼一法眼舊跡

春風の下鞍馬道の北側に古き塚の如き形をなし板の古木一株其上に生ひ木柵を繞らし小き鳥居を立つ之を鬼一法眼の墓なりといふ世に傳ふ牛若丸鞍馬山にかくれ鬼一法眼に兵法の秘書虎の巻を授かり之を學びて遂に平家を討滅したりと此より皆鶴姫などを假りて一齣の傳奇を作るに至れり鬼一法眼といふ人は有るが如く無きが如く如何とも定め難きが如し試に其人有りとするれば或は當時英傑の君子世を疾み能を頼めて深山に避避し牛若の英才なるを見て隠に其學を傳へしものには非ざるか猶張子房の黄石公に於ける鬼國子の李斯に於ける趣有るを覺ゆ鬼國子と鬼一法眼と其名の相似たるも亦故無きに非るが如し

貴船山

貴船神社の舊境内にて今は官林なり山谷深阻北は芦生時に通なり密樹叢も亦暗し真に高籠の祀らるべきところなり

貴船川

貴船山及び鞍馬山の西面の水谷川となりて南に出て鞍馬川と合す幽溪深沈岩老ひ水清く山吹其間に點綴し花時景色尤も宜し和歌に多く見へたり

奉先堂跡

二の瀬の中部なる鞍馬川の北涯の山麓にあり二の瀬は林家の領地なり延寶二年鳳岡先生其邑幸今江清長に命じて家廟を建てしめ道春先生遺像羅山全集及遺品等を納め奉先堂と號す又道春の子寂勝鷲峯の子戀風鳳國の子應の爲めに祠堂を立て三哀堂と號す竹洞人見節をして奉先堂記を作りしむ其後大學頭林信官奉先堂碑を立つ文化中道春以下五世の宣旨位記及び歷世畫像を納め其後も代々之に遵ひ述齋以後に及びたり道春の像は唐服立像探幽筆にて自贊あり其外は五位朝服又直垂或は上下等あり自贊多し其建物は奉先堂觀鷹堂三寢堂土藏番所等あり老樹森々として清穆なる家廟なりしが明治變革の爲め荒廢し今は唯奉先堂碑の廢址に屹立するのみ其畫像遺物神主宣旨位記碑本等は今江氏に相傳せり羅山全集鷲峰文集其他當時の寫本にて鳳岡の自跋押印あり道春先生京都より出て世々天下の文柄を握る三百年其奉先追孝の厚き家風を見遺徳を仰ぐに足るべし然るに其家廟の遺跡此荒廢に委するは誠に惜しむべきなり責て表石をも立て人に知らしめたきものなり果して然れば京北名勝の一を加ふべきなり奉先堂碑文左に掲ぐ

奉先堂碑

奉先堂者、延寶二年甲寅、顯祖鳳岡子之所建、而在二瀬采邑、此邑者慶長十六年辛亥、高祖羅山子、當神君創業之時所賜也、由此以來、聲倡學、始樹儒風、或制法令、或預政典、出則奉職、入則勵業、播教四方、垂名千載、位叙法印、戶稱部尙書、曾祖鷲峯子、當嶽廟之時、克述其志、克嗣其職、該通倭漢、歷觀古今、奉命編書、研精講經、叙法眼、至法印、稱禮部尙書、賜號弘文院學士、顯祖鳳岡子、當殿廟之時、襲祿受職、當憲廟之時、嗣世興家、進則侍講之勞、退則修身之心、慎於獨、初稱學士、後任祭酒、釋奠、祀典經筵講經未嘗曠也、增秩改官、進班立功、歷事昭廟章廟、至德廟之初、日日趨朝、時時侍座、讓祭酒、稱內史、致任而伺起居、退休而給俸祿、恩命超倫、懇遇異等、家父龍洞子、當憲廟昭廟之時、試業奉職、講經成學、及德廟之時、襲祿傳業、至今大君之朝、讓職告老、初列亞侍中之班、領國子監祭酒、後入親軍師之次、稱戶部員外郎、侍讀儲君、奉祀聖堂、可謂勤矣、可謂勞矣、余亦幸遇

徳廟之時、執謁試業、皆如前規、奉職饒縁、皆如故事、初秘書監、後領國子監、講官之職、祭酒之任、未嘗輕也、俯則感昊天之神助與明君之恩惠、仰則思往聖之道徳與先祖之威名、五世具職、而事九朝、一家傳業而逾百年、是故建碑於奉先堂之前、以續祖考之志、而奉高曾之靈、又有三衰堂及觀薦堂、此皆風岡子命邑宰今江滑長所經營也、語在其記中、茲不復贅焉、繫之以銘、其辭曰、

高祖遇時	大舉備風	生干洛西	卒干關東	曾祖嗣學	弘立勳功
齊遠倭漢	職克始終	顯祖興道	吾家英雄	恩命殊厚	盛名益隆
家父守業	職位不空	乃告其老	乃息其躬	余亦懇遇	與四世同
君恩恭敬	聖德尊崇	去人欲私	從天理公	內願任大	外飭業洪
迺今勅石	以彰吾衷	子孫傳業	濟美無窮		

國子監祭酒朝散大夫林信官識并書

附記

本村鞍馬貴船靜原の二村は鞍馬貴船靜原の三谷の間に在り其水皆市原に集り山谿を過ぎ上賀茂に出て南流京都に入る皇居の水皆此より引く其御用水の上流たるを以て古來死屍を其流域に埋めざる慣例たり此六部落の墓は市原の今の普陀洛寺の小阪の南に屬する地を共同墓地として皆此に葬る此地の水は南流して幡枝をへて高野川に落ち御用水と混せざるがためなり何年代に始まりしや詳かならねど今に其慣例を破らずして繼續せり雲ヶ畑村も亦同じ

人情風俗

本村は山谷の間に在り概ね質樸にして儉素の風古來より存續せりと雖も今や商業上の關係京都市との交通頻繁となり自然輕薄華美の風潮に化せんとするの形勢は免ぬがれざるならん乎

花脊村志

本村は舊と別所、大布施、八樹、原地新田の四ヶ村なりしが明治二十二年町村制實施に當り合併して今の村名とす村の南端に花脊峠あるに因れり

別所 或云ふ舊と丹波山國に屬せしが平安京奠建の時分割せられし也と村の南方に在り元標より一里十四町

大布施 或云ふ舊と丹波山國に屬せしが平安京奠建の時八樹と共に御用材を献せしより柚御料となり以て數百年を経過し正保二年に至り本郡に編入せらる本村の中央に在り元標の所在地なり

八樹 其説大布施に同じ大布施の上に在り元標より二里一町

原地新田 舊と大布施、八樹の出郷なりしが寶曆十三年檢地ありて一村となれり村の北に在り元標より二里二十五町

區城

西北は丹波國北桑田郡黒田村と界し東は大原久多二村に接し南は鞍馬村と花脊峠を以て界せり

幅員

東西一里十三町二十間南北三里十四町面積三方里許

郷莊

古代郷莊詳かならず其南部は蓋賀後郷の北奥に屬するが中代以前大布施、八樹、別所共に丹波國桑田郡の内なりしが正保二年に至り山城國に屬す故に近世に至り本郡に入りしものなり

管轄

古代所領詳かならず慶長十九年に至り舊領を改め三雲施藥院領となれり正保二年丹波山國より別れて本郡

形勢

に入り明治改正に及び京都府管轄となれり

本村は本郡の北奥に位し桂川の上流に在り北に大悲山を負ひ南に花脊峠あり東西峻嶺亂山を以て包含し其間に保津川の上流屈折回流し人家川に沿ひ斷續散在す四塞險隘の地なり

大 悲 山

村の北位原地新田に在り西北東は山峰連亘し南は寺谷川の溪流に臨み奇峰突兀怪岩礫河直立一千五百餘尺周回一里許檜杉老樹多し峰定寺此に在り山は其境内に屬せしが上地となれり

花 脊 峠

村の南位に在り本村鞍馬村及び丹波國北桑田郡岸生の山に連亘す高及周廻詳かならず本村の官道之に由れり

三 輪 の 谷 山

村の南位に在り高及周廻詳かならず山脈連亘して四方に延く

知 世 路 山

村の東位に在り高百八十間周回六町本村と大原村の間に屬す

河 川

桂 川

源を丹波國北桑田郡の奥より發し本村に入り大懸山の下を過ぎ蹊谷間を曲折南流し諸溪の水を合し西下して丹波國北桑田郡黒田村に入る延長二里三十町深所三尺毎年十月より翌年五月の間筏運の便あり

別 所 川

源を花脊峠に發し北流して大布施に至り桂川に合す延長四十町

谷 中 川

源を別所の山間に發し桂川に合す延長三十町

世 路 川

源を八掛の東南一の谷に發し桂川に合す延長三十八町

此外谷川有れど之を畧す大抵流筏の便あり又田地三十餘町歩に灌漑す

道 路

舊若狹街道

鞍馬村界花脊峠より北上し本村中央を貫通して丹波國北桑田郡に入る延長三里十四町廣九尺より六尺なりしが明治三十年より府費支辨を以て繼續工事となし三十二年花脊峠を開鑿し漸次進行して殆ど工事の大半を成せり

園部より花脊に達する街道

大布施橋より分岐し小字鎌倉を経て北桑田郡黒田村に至る延長二十七町四十間

鞍馬より大溝に達する街道

原地新田より元若狹街道と分岐し小字寺谷を経て久多村に至る延長二里二十九町明治三十三年より三十二年の間府費補助を得て年々改修せり其延長三十一町二十間工費金壹千八百圓拾圓

橋 梁

本村は桂川全部を貫通し公道之に由るを以て橋梁甚多し此他三間以下の小橋又谷川の小橋は之を畧す元若狹街道に屬するもの

紅 葉 橋 別 所 板 橋 長 五間五分 廣九尺

大 橋 同 同 長 四 間 同

角 の 子 橋 大 布 施 同 長 五間五分 同

大橋	同	長十二間	同
大橋	八掛	長十八間	同
寺谷口橋	原地新田	長七間	同

本村元標より各地里程左の如し

京都府廳	七里二十一町	愛宕郡役所	七里二町
鞍馬村	二里二十一町	久多村	三里十一町
大原村	三里二十六町	北桑田郡黒田村	三里四町

本村運輸は若狭街道を主とす舊來道路幅六尺乃至九尺にして急勾配多く車運を得ざりしが近年改修工事起り其既成の道は車運を開きたり然れど大半は猶牛馬人脊に頼らざるを得ず且冬季積雪路を埋め運搬閉塞する事少からず園部より花脊に達する街道鞍馬より大溝に達する街道は物貨の運搬極めて少なし

水運は桂川上流により毎年九月より翌年五月の間流筏の便あり木材木炭は専ら此に由りて北桑田郡より南桑田郡を経て嵯峨に達す

字名	方位	反別	字名	方位	反別
ハザ	西北	一、八二二六	圓城坊	東南	一、〇六二七
コシ	東	一、七五二四	上南谷	西南	九八〇四
下南谷	西北	一、四〇一四	向谷	東南	九三二六
アガシ	東北	一、四三〇二	アガタ	西南	一、一一〇二

字名	方位	反別	字名	方位	反別
三輪谷	東南	四〇、六九二九	馬場	東南	二、四九一七
和佐谷	東	二五、六四一一	杉ノ下	西南	二、〇一一二
大釜谷	東	三一、九二二二	堂ノ下	東南	二、四七二一
漣谷	東	九四、〇九〇三	和佐谷	東	二、一一二三
追坂	西北	三六、二二二四	中居	西	一、一五〇九
鳩谷	西北	三四、〇一〇五	中ノ芝	東	一、〇三〇七
熊谷	西	二九、〇八〇二	大平谷	西南	三五、六六〇〇
和佐谷ハ重複ナラズ (重復ニアラス平地ト山地ニ分レ各一帯ト起ルモノ)					
大布施區					
向ヶ原	西南	七五、二九	京路町	東南	一、五六〇九
神里	東南	四九、二一	鎌倉口	西南	九二、一〇
大野谷	同	一、五〇〇三	鎌倉	同	一一九、六〇二七
小坂町	西北	一、六〇〇五	ナシヨ	東北	二、三一八七
湯舟谷	西	一、三八二一	谷中	東南	一一〇、八六二一
ヒトッ	中央	六七、二七	大谷	東	七二、八三三五
南町	東	一、六四〇六	湯船	西	六九、〇〇二一
ヒルヶ原	南	四〇、二三	西谷	西	二、〇一一三
火打石	西南	一、五〇一六	今峠	西南	一、四二〇二
南ヶ谷	南	七五、三五二七	谷峠	東北	一七〇、二四三三
奥寺谷	同	二、二一〇	寺谷	同	同

湯舟谷ハ重複ナラズ (和佐谷ニ同シ)

藏	坂	力	小	大	堂	南	正	門	大	井	大	井	銅	又	桑	寺	大
谷	八	谷	地	田	ノ	屋	源	通	通	尻	川	ノ	谷	カ	カ	谷	山
東	南	南	南	東	中	北	西	東	東	同	同	中	南	東	同	東	東
四	五	七	五	一	八	二	一	一	九	六	三	三	三	二	七	二	六
五	九	〇	〇	一	一	五	〇	〇	四	四	五	四	一	〇	〇	〇	〇
細	知	同	屋	刺	緋	段	タ	登	井	甲	乙	ク	芝	中	寺	三	骨
谷	ろ	平	小	鍋	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ル	ケ	ケ	ケ	ツ	ケ
東	南	同	南	西	西	中	北	西	西	西	中	中	西	南	東	東	東
二	二	五	二	三	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	〇	八	〇	〇	〇	五	〇	〇	七	七	九	八	九	二	〇	〇	〇
〇	一	三	三	三	三	二	二	二	〇	〇	〇	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

與寺谷同 五二二八 寺谷同 二四、八三〇二

明治四十一年十二月末日調

府社及郷村社地	第一種	〇四二三
國有林野	第三種	一五八、七五二一
道	?	?
河川溝渠	?	?
其他	第四種	一、三三二六
寺院敷地	第四種	一、四七二一
民有地	第一種	一、四八五、三五〇九
有租地	第一種	四三、九二二一
田	同	四、四三〇八
畑	同	六、八七二四
宅	同	林一、四二四、七六二五
山	同	同

定率 四十年 五八六、四〇五
 增率 四十年 二七三、六五〇
 同 二七三、六五〇
 同 一五、九八〇
 同 一五、四四〇
 同 一三、一六〇
 同 一〇、五九五
 同 二、九六五

原野 五、三五〇一 同

四百四十八
同同
三、三九〇〇
三、八三〇〇

民有免租地	七四〇一	
學校敷地	一七二七	
墳墓地	三七二四	
溜池	一三三六	
井	?	
保安林	?	
隔離病舎敷地	?	
其他ノ公用地	?	
運河敷地		四一
病院敷地		四一
役場敷地		?
道		?
堤		?
用悪路		?
郷村社地		?

租	一、三二一、五二三
國稅	六三八、三三九
府稅	一一七、五〇三
郡稅	四、〇一六、六九四
村稅	
官公衙	

花春村役場 大字大布施

明治五年以前は各區に庄屋あり同年五月第九區に編入同六年第三區となり同十二年第八組となり戸長を置かる同十四年聯合戸長を置かれ同十七年四ヶ村を聯合し戸長を置かる

巡查駐在所 同上

學校

別所尋常小學校

明治八年六月一日創立にして明治四十一年度在學兒童數は男二十八人女十九人計四十七人職員は正教員一人代用教員二人明治四十一年度經費は八百六拾七圓五拾六錢なり

八樹尋常小學校

明治二十五年四月一日創立にして明治四十一年度在學兒童數は男四十二人女四十二人計八十四人職員は正教員一人専科正教員二人本年度經費は八百九拾四圓五拾貳錢なり

農產	七六七	一三、四〇八
米		
其他		
林產	七、三〇〇	一七、五〇〇
丸及角材	七〇	三〇〇
挽材	三〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇
木炭	一、五〇〇	六〇〇
薪材	三、五〇〇、〇〇〇	七〇〇
下草	?	七五
其他	一八	四七八
養蠶		五七、〇六一
計		四百四十九

備考 本村は寒氣強く且つ耕地少なき爲め農産物としては單に米作の收穫あるに止まると雖も林業は年を

追ひ益々旺盛となり今や本郡内造林主要地の一なりとす

職業別

農業	戸數	人口
林業	一〇七	四二一
工業	二七	一九
商業	二二	二八
交通業	一	一
日稼及勞働者	三	一七
雜業	二	一
公務及自由業	八	一〇
無職及職業不詳	一四九	五三九
計	一四九	一〇四三

備考 養蠶一戸五人は林業欄へ含む農業者は兼業にして林業に含む

民力	四十一年
五拾圓以上	二九
五圓以上	二二
計	四十二年十月調
車	三
大車	三

四十一年末現在

明治四十一年末現在

家畜

牛	三三	計	三三
馬	二六		二六

本籍人口

士族	一	計	一
平民	五五八		五五八
計	五五九		五五九

現住人口及戸數

人口	五三三	計	一〇五一
男	二八〇		三七八
女	二五三		二七三
戸數	一四九		一四九

宗教(在住人)

神道	一〇四三
佛道	一〇四三
基督教	一〇四三
宗教未詳	一〇四三
神社	一〇四三

大字別

大布施	男 一六二	女 一五二
八樹	男 二〇四	女 二〇四
原地新田	男 六八	女 六七
計	男 三六八	女 三六三

三輪神社 別所區 小字三輪の谷

祭神 大物主神

村社創立山緒沿革不詳境内一段二畝十歩官有地第一種氏子五十戸例祭十月二十三日

境内神社

金峰社 祭神 安閑天皇

吉日吉社 祭神 大山咋神

右明治十二年區内より遷座す

大神宮社 大布施區 小字京路町

祭神 天照皇太神

村社社傳に三條天皇長和五年勅宣を以て丹波國山國庄内に於て五社明神を勧請あり本社は其一なり舊時

祭事に付下行米百二十五石を宛て行はれし山天正七年明智光秀亂入社殿舊記一切烏有と爲る慶長元年豊

臣氏檢地の時前田玄以奉行として神領其他沒收せらる正保二年此地と俱に本郡に入れり境内四畝二十三

歩官有地第一種氏子五十戸例祭十月二十三日

境内末社 山神社 祭神 玉前大神

三輪社 祭神 三輪大神

春日神社 八槻區 小字太田地

祭神 天兒屋根命

村社社傳大畧大神宮社に同じ舊時は神職も多く造營の時は官旨を下されし由天正七年八月二十九日明智

光秀亂入の時北集大和守窪田近江守○蓋土素なるへし其傳詳かならず防禦戰死し社殿舊記烏有と爲る其他大神宮社に同じ

境内二畝二十八歩民有地第一種氏子四十餘戸例祭十月二十三日

大神宮社 原田新田區 小字大川裏

祭神 天照皇太神 大國主神

村社創立由緒沿革不詳境内二畝十八歩民有地第一種氏子二十戸例祭十月二十三日

境内末社 山神社 祭神 大山稚命

寺院

福田寺 別所區 小字三輪谷

本尊 釋迦牟尼佛

宗旨禪曹洞宗永平寺末裔と叡山三千坊の一なりしが荒殘年を経しを天和元年本村の藤井嘉右衛門なる者

再興し永平寺無碍禪師を請じ中興の祖とし禪刹とす境内六百四十九坪官有地第四種檀徒三百六十餘人

境内佛堂

地藏堂 本尊 地藏菩薩

毘沙門堂 本尊 毘沙門天

行者堂 本尊 役小角

地藏院 大布施區 小字小坂町

本尊 釋迦如來

宗旨禪曹洞宗寶國寺末裔と叡山三千坊の一なりしが荒廢して僅に小堂に千體地藏を存す恵心僧都本尊を

刻して之を納む殆ど廢絶せんとせしを貞享二年加賀國寶田寺丹嶺和尚此に行化し其地を愛し村民の歸依

を得て之を中興し禪刹とす安永三年後桃園天皇地藏の立像を賜ふ境内三百三十六坪官有地第四種檀徒三

境内佛堂

毘沙門堂 本 尊 毘沙門天

洞 泉 寺 八幡區 小字田地

本 尊 釋迦牟尼佛

宗旨禪曹洞宗永平寺末初め勅賜大證無碍禪師の隱栖なりしが弟子寶山をして村民を勸めて堂宇を建て元祿八年八月入佛式を行ひ一寺とす境内二百四坪民有地第一種檀徒五十一戸

境内 佛 堂

鎮 守 堂 本 尊 摩利支天

峰 定 寺 原地新田 小字大懸山

本 尊 千手十一面觀世音菩薩

脇 立 不動毘沙門天二童

宗旨天台宗寺門派聖護院末初め三瀬上人觀空西念此山の靈地なるを以て佛寺創立の發願を起し鳥羽上皇の勅願により堂宇を建立し白檀二尺の千手十一面觀音の像を安置し本尊とす法皇更に一尺三寸の不動尊像と五寸の二童子像と毘沙門天像とを納めしめ給ひ寺を峰定寺と號し又慈眼院と稱す當時少納言信西入道奉行して安藝守平清盛工事を監せりと云ふ此より上下歸依益々多く山門諸堂佛具經卷を始め寄進するもの甚だ多く一方の名刹となれり平治元年平清盛佛舍利唐畫十六羅漢を奉納し沙彌生西は道橋を造り山門を建立せり後白川法皇大慈山發心門の宸額を賜ひ又其山下に於て方十四町の地を賜ひ永く寺領産と定め給へり又壽永二年法皇平氏の亂を避け鞍馬に御幸ありし時本寺に御入りありて然後叡山に登らせ給へりと口碑に傳へたり中古より延曆園城二寺の僧徒更るく來り住し相争ひて止まず寺門大に衰へしを貞和年間阿闍梨定知稍堂舎を修理せしも舊時の盛に復するあたはず大に荒廢せり其後年を経て沙門元快修道歸洛して貴船の成就院に住せし時成就院は貴船神社の奥院の邊にあり後西院上皇不豫の時勅を奉じて加持せしかば叡威の餘上皇聖護院宮二品道祐親王に勅し元快をして本寺に住せしめ給ふ於是元快大に修理に力

を盡し殆ど破觀に復し之を當山中興とす元快法徳世に高く上下の歸依を得たり正徳二年三井長吏道承親王令旨を下し本寺を聖護院の末寺となし大に保護を加へらる本寺は舊と丹波國山國郷なりしが豊公の時分轄して本寺境界より東を山城國愛宕郡に屬せられたり徳川氏三雲施藥院に此地方にて五百石の領地を給し本寺も其内に介在すれど施藥院は寺城山林を侵す事無かりしに聖護院よりは安りに山林を伐採せられ施藥院と葛藤を生じ互に幕府に訴へ相結んで解けざる事あり之が爲め寺産益々空乏し更に衰頹に陥れり其後樹木栽培の業を起し永遠の本金と爲す方法を立てしが明治維新に會し後白川法皇御寄附の地面山林とも上地となり一山殆ど維持の資を亡へり近年園城寺所轄となり更に寺門再興の方法を立て幸に上地山林樹木は舊來植付の證ありしを以て縁故拂下を願ひ其金を以て永遠の資本とする事と爲せり寺城は舊時の四至は東は灰ヶ谷獅子岩を限り西は三ツ田阪を限り南は知所路谷を限り北は桑谷を限り東西約一里十町南北約一里と相傳へたり維新變革の前は三町八段二十歩なりしが上地の際寺坊堂宇所在地面を限り三千七百七十二坪となれり官有地第四種也

本堂は久壽二年二月の建築にして梁行六間桁行六間五尺惣檜材舞臺造りにして幾回の修理をへしも本建は舊物を存せり供水所梁行六間一尺二寸桁行一間二尺五寸亦同時の舊物なり護法殿梁行三間桁行三間保元々々三月の建造なりしが明治二十九年八月三十日暴風雨の爲め破壞して今は亡し仁王門梁行二間四尺桁行二間二尺平治元年十月の建立なり鐘樓は文正元年六月の建立なりといふ舊時は山下にも堂宇子坊ありしが今は大に減じて本坊のみとなれり現在建物の内本堂供水所仁王門は特別保護建造物となれり本尊十一面千手觀音と脇立四像共創立の時鳥羽法皇御寄附なり三尊佛は傳運慶作慈心和尙開眼にて後鳥羽法皇御念持佛願王大士像は傳運慶作にて上皇隱岐にて崩御の後修明門院水無瀬離宮の佛堂に納め上皇の冥福を祈り給ひしものなり明治維新神佛判然の時水無瀬家より志明院住職祖傳に托し之を購ひて本寺に納めしもの也といふ其他山緒ある古佛頗る多し縁起は少納言入道信西が撰ぶところにて事實明確文章暢達希世のものなりしが本書は失亡して今は其寫のみ存せり禮盤一枚は保元三年五月檢非違使別當正三

位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅の寄附せし舊物なり其他仁平四年八月五日と刻せる磨仁平元年觀空西と刻せる柱并足利氏以來の舊物頗多し寺産は田地一町一段二畝餘山林九町四段餘信徒千餘戸一年の大法會は八月十七日にて大饗摩供修業と云ふ

大悲山は本郡の奥區に在り奇峰突兀兀天に聳へ怵岩礫柯岌巖相層なり石逕羊腸其間に由る大井川の上流山下を流れ山水清奇地勢巖淑なり老杉古樹陰森蒼蒼飛泉奔流其間に相接す三伏の天亦炎熱を知らず山上の奇峰相聯なるを九品界に擬し其中峰を大悲山の頂上とす其下に飛閣崖に架するを本堂即觀音閣といふ堂宇數百年の舊物にして著老の氣掬すべし獅子鬘鏡の二大岩其間に在り其靈勝本郡岩屋山相樂郡笠置山と相比すべし山下の登路に二王門有り其下即ち大井川の上流にして本坊は其川溜に在り信西の縁起は能く此山を記せしを以て其全文を左に掲ぐ

大悲山 峰定寺縁起

夫一代教主之說妙法也、占者闢窟而演圓乘、三世覺母之利衆生也、在清涼山而弘化道、大聖世尊、猶占靈地、凡夫行人、爭捨勝境、佛子所求願者、無上正等之道、所遊歷者名山大岳之境、偏事跋涉、未嘗寧居、爰鳳凰城之地畔、鞍馬寺北方、有一靈地、自山脚至山頂、往々有奇峯、連々而相接、松栢鬱茂、昇降崎嶇、佛子至此地、戀々不能去、忽結茅茨、栖息尙矣、其山爲體也、光尋往詣之便、各定止宿所、宛如驛亭、量程置之、此外有九品峯、蓋擬安養界也、其第一宿號峯靈山、稱之西方宿、第二號立盤手向、第三宿名熊小屋、居此宿、西有崇峰、名牟尼山、次有一嵩嶺、號善覺山、象中品上生也、第四宿、號阿彌陀寺、次有奇峯、號明覺山、象中品中生也、第五宿、號眼覺淨土、象中品下生也、次有崇岳、號離苦淨土、法上品下生也、第六宿、號垂原、次有奇峯、號無垢山、擬上品中生也、第七宿、水飲、次有峰、號眞色淨土、擬上品上生也、又有一峯、號樂門淨土、模下品下生也、第八宿號平地、其次峯號眞覺淨土、准下品中生也、第九宿名瀧本、次有峰、號無漏淨土、爲下品上生也、次峰稱文殊崗、此峰有一奇石、其形如師子、次有峯、號大日金輪佛頂山、行者至此峰者、誦大佛頂及諸陀羅尼也、次峯號大悲山、是其中

臺也、石窟側畔、有一靈石、其貞如鏡、千手觀音寶鏡御手、大悲山名蓋在此也、山高路深、人事尤希、大白去天之形勢、峭三尺於蟻垤、遙海遮望之眼路矣、編百谷於牛溲者也、當彼石窟中央、置此堂閣之基跡、久壽元年二月、建立三間堂一字、奉安置白檀二尺千手觀音菩薩像一軀、佛座下、有石竇水滴、宛如掬溜、以之供闍伽、以之充盥滌、一尺三寸不動明王五寸二童子像各一體、同毘沙門天像一體、至于同年四月、仙院忽降勅命、奉請此像、思出不意、事是鄭重、歡喜踴躍、隨喜悅豫、昔不空三藏之登佛閣也、即是肅宗皇帝之仁恩也、今貧道比丘之建精廬也、寧非禪定法皇之敬慮哉、歸三寶治萬邦、以六度撫四海、古今少彙、和漢無類、若不仰利生於我后、必無緣之比丘、得遂弘願焉、若不殖善植於此山、何必孤露之少僧、得果素意矣、幸哉々々、抑善根之員、意趣遠分、其一曰、今生誦大佛頂陀羅尼、來世療一切衆生々々死之重病、其二曰、早生西方極樂、得爲利生還住此巖巖、得通力、誦法華及一切經論、其聲達法界、聞之者必蒙利益、二途之願、大概如斯、弟子昔生弓馬之家、無辨因果之理、以收獵爲業、以漁釣爲事、春秋廿一、忽喪父、當于彼時、父命弟子曰、平生惡業、不省來世之苦、果何爲、汝廻方便、可祈解脫、弟子一聞斯事、如刀劍在背、行年廿五、善緣忽催、剃首染衣、爾降難行苦行、積功累德、念々歩々、思知我父之生何趣、造次顛沛、期知我父受何苦、丹誠盡一心、素念及三年、在夢中、見父貌、身爲鳥、面爲人、後歷二年、參詣熊野山那智如意輪堂、又有夢想、我父面爲人、身爲師子、其後歷十一年、修行播磨國八塔寺、蓋十一面觀音靈驗地也、夢中觀音告曰、汝亡父往生淨土數年、後夢中親母同見往生之姿、前後三夢、仰而取信、又弟子平生行業、存紙墨者、依如法之儀式、書寫妙法蓮華經八部、限以一千五百日、久修常行三昧、又修常行常座兩三昧、經歷千六百日、天刻三千日燒八曼陀羅香、其間修常座三昧、心神全不動、此外修行大峯、透三箇年、自餘少行不違委配、又我父夢中來告云、汝常可在山林、敢莫交聚落、於戲山林之睡眠者、如來讚嘆之、聚落之苦行者、菩薩誣訶之、誠哉斯言、于時久壽三年仲春二日、佛子西念脚記由縁以貽來葉也、

按に信西博學宏才古今に超越事業終へすと雖も希世の人物也而して筆跡甚乏し此文の亡せしは最も惜しむべきなり

人情風俗

其地幽僻交通最も不便にして車を通せず故を以て世間と疎遠にして人情風俗他と比較して稍質樸なりと而して其職業に於ける頗勉勵にして生活は甚儉素なり

久 多 村 志

本村は舊と久多の庄と稱し上村、下村、中在地村、宮谷村、川合村の五小村に別かれ本郡の極北深谷の間久多川の上流に在り明治十年五月五ヶ村を合併して久多村と號し同二十二年町村制實施之に仍る而して其部落は五區に別る

上 村 本村の上位に在るを以て上村と稱す元標より七百二十間

下 村 上村の次に在るを以て下村と稱す

中在地村 本村の中間に在るを以て中在地と稱す元標の在る所なり

宮谷村 村社志古洞神社の在る所故に宮谷村と稱す中在地と界を接す

川合村 本村の東北久多川と針畑川と合流の所に在り故に川合村と稱す元標より九町二十間

區 域

四面山岳疊尉東の方溪谷を爲し溪水合流して近江國に入り湖水に注ぐ東北は近江國高島郡朽木村滋賀郡葛川村に界し南は本郡大原村に界し西南は花脊村に界し北は丹波國北桑田郡黒田村に界す

幅 員

東西一里二十八町四十八間餘南北三里十八町十四間餘面積二方里五四〇

管 轄

沿革詳かならず寶徳年中醍醐三寶院領永正中近江國朽木氏領となり其後徳川幕府領となり明治維新後京都府の管轄となれり

形 勢

山岳疊谷溪谷盤屈人居は僅に萬山中に點在す郡中最も幽避の地なり北に三國岳あり山城近江丹波に跨り其山稜たり其脈東と南に走り分水嶺となり本村の東北を限る京都に出るには尾越峠の險あり他方人の往來稀

なる所なり
山 岳

三國ヶ嶽

久多村の上區字イヤ谷に在り西北は丹波國北桑田郡に接し東北は近江國高島郡に接し直立約七十五丈周廻實測せず

舉 阪 岳

久多村上區字見渡谷に在り東は近江國高島郡朽木村字平良に接し西北南の三面は山に接し直立約六十八丈周廻不詳

瀧 谷 山

久多村上區字瀧谷に在り面積七十七町餘甚高からず西南丹波國北桑田郡黒田村字熊見灰野に接す直立周廻不詳久多川の水源にして大瀧有り

八 町 峠

久多村下區字大黒谷東平に在り本村より京都に達する道此山に由る其峠に登り阪路三十二町屈曲甚多し三十三曲阪と云ふ之を踰れば八丁平に至る

古 君 道 山

多久村宮谷區字古君道に在り鞍馬村より大溝に達するは之に由る南は本郡花脊村と寺谷峠を以て界す阪路十八町

觀 音 山

久多村中在地區字觀音谷にあり頂上に西國三十三所觀音堂有り故に號く

根 來 山

久多村川合區字根來谷に在り西北は近江國高島郡杉木町東北は同郡朽木村葛川村と界す

河 川

久 多 川

水源本村瀧谷山より出て溪谷の間を曲折し南東に流れ上區中在地區下區川合區を経て東流して滋賀縣滋賀郡葛川村に入る水源より百二十八町二十七間深所二間淺所二尺上流三十一町は水淺くして筏を流すに足らず然れど溢水の時は損害少からず水源なる山中に大瀧あり支川五流諸谷より出て久多川に入る

宮 谷 川

宮谷區の山谷より出て區内を過ぎ久多川に入る延長二十六町二十一間

古 君 道 川

宮谷區の東南古君道山より出て宮谷川に入る延長十町二十五間

大 黒 谷 川

下區東南字大黒谷東平西平の山間より出て本村に入り延長二十九町三十二間

針 谷 川

滋賀縣高島郡朽木村大字小川より本村川合西北隅に出て根來谷と川西の山間を流れ久多川に入る延長十二町七間

原 野

右諸川田地五十餘町の用水たり
合計十五町五畝十三歩
四十年末調

森 林

山畔田尾に屬する零細地にて三百十ヶ所に及ぶ皆狹小記するに足らず
村 有 林 一千〇四十五町五反七畝十一歩 四十年末調
杉 檜 林 二九、一〇〇 薪 炭 樹 林 六七〇、一一〇
愛宕郡志 久多村 四百六十一

私有林

杉 檜 林 一三五〇・三三五
薪炭樹林 七三六二・〇〇八

其他用材林 一三二一・〇二〇

道路橋梁

久多京間道路

本村に係る分二里十七町餘は往年經費七千餘圓にて改修工事を施したりと雖も地勢險峻殊に交通稀少なるよりして今尚ほ交通不便なり

鞍馬大溝間道路

往年本村に係るもの一里三十町餘經費六千餘圓にて改修工事を施したりと雖も單に交通上至難ならざる迄なり

本村に係るもの一里三十町五十六間目下繼續工事中なり此經費金六千餘圓

種ヶ谷橋 長四十五尺廣七尺二寸

觀音橋 長四十六尺廣七尺二寸

國上橋 長四十八尺廣七尺二寸

右本村より京都に達する道路に屬する久多川に架する木橋也

大官橋 長四十七尺廣七尺二寸

川合原橋 長四十八尺廣七尺二寸

右鞍馬より大溝に達する道路に屬する久多川に架する木橋なり

大黒谷川橋 長四十八尺廣七尺二寸

右本村より京都に達する道路に屬する大黒谷川に架する木橋也此外椿谷橋中谷橋自性寺谷橋風呂谷口橋岩淵谷口橋竹上原橋古君道口橋古君道東平橋有り五間以下の木橋又土橋なり

堤防

本村は久多川其他深川村内を經過し時々漲溢の患ありて堤防を要する少からず明治二十九年洪水より俄に其所を増加し二十三ヶ所六十四間に及びたり其工事は石垣十六ヶ所三角棒五ヶ所柵二ヶ所にして其延長七十間に及ぶものあり故に出水毎に破損多く工費に苦めり

里程

本村元標より里程左の如し

京都府廳 九里三町

愛宕郡役所

八里三十三町

花脊村 三里十一町

鞍馬村

六里三十二町

大原村字尾越 二里十町十八間

花脊村大字原地新田境

二十八町五十六間

近江國高島郡朽木村 三十五町十九間

迄山坂にて

三十一町十九間

丹波國北桑田郡黒田村 二十九町二十九間

運輸

四面山谷深阻運輸甚だ不便なり滋賀郡葛川村梅の木に達する道路は米穀及一切日需品の輸入物産薪炭輸出の途なり然るに管内に屬する所は改修なるも管外は舊來の險惡山逕にして擔荷の外牛馬を通せず

字地

川合

字名	方位	段別	字名	方位	段別
宮地野原	東南	二、七六〇〇	川合原	中央	三、七五二四
向野々原	西南	一、六三〇六	椿原	西	二、六〇〇三
上野々原	西南	一九〇〇	中野々原	西南	三、六二二三
根來谷	東北	三、六一二二	川東	西南	三、五七二五

愛宕郡志 久多村

四百六十三

計 備考 本村も花脊村と同じく寒氣強く耕地少なくて農作物としては米作の收穫あるのみなりと雖も近年造林經營に努め且つ製炭事業盛かんなるより林産の收穫漸次増大しつつあり
 明治四十一年末現在

職業別	戸數	人口
農業	七二	三二二
林業	一	一〇二
工業	一	三
商業	一	二〇
交通業	一	一〇
日稼及勞働者	三	三〇
雜業	五	二五
公務及自由業	二	一二
無職及職業不詳	八〇	三五
計	一五〇	五一九

備考 本村林業者欄人口のみありて戸數なきは農業の部に戸數は含む右は農を主要したるに依る雜業欄人口五は漁業者なり

民力 地租を納むるもの左の如し
 百圓以上 一
 五十圓以上 二
 明治四十一年末調

拾圓以上	三六	五圓以上	一四
參圓以上	一二		
車一輛	一		
家畜	一		
牛	四三	計	
本籍人口	四三		
士族	一		
平民	二六二		
計	二五一		
現住人口及戸數	五一三		
人	二六五		
計	二五六		
戸數	五二一		
宗敎(在住人)	八〇		
神道	一		
佛道	五一九		

愛宕郡志 久多村

明治四十一年末現在

四十一年十月調

四十一年末現在

四百六十九

基督教 未詳

神 思古淵神社

宮谷中在地區の間 字田中原

祭 神

龍 神

創立詳かならず中在地區に在り安曇川沿流一圓の地主神なりと云ふ蓋し本村深山幽谷の中にあり因て此神を祭りしなるべし境内三百三十六坪官有地第一種本社拜殿休所等あり村内第一の神社なり氏子は七十餘戸全村大概之に屬せり

境内末社

若宮社

祭 神 應神天皇

山神社

一説には本村の元祖中納言兼忠の靈を祭るといへど其傳詳かならず

上宮神社

祭 神 大山祇神

祭 神

未詳

境内末社

村社建武元年の創立と傳ふれど確かならず境内百三十坪官有地第一種

若宮社

祭 神 未詳

大川神社

中在地區 字小南原 祭 神 未詳

祭 神

未詳

村社口碑には丹後國加佐郡大川神社の神を祭れりといふ境内五十坪官有地第一種氏子十二戸

寺 院

自性寺

下區 字瀧の下

本尊 釋迦牟尼佛

禪曹洞宗興聖寺末天文中興州輪王寺源庵和尚參内の時洞を此に養ひ草庵を結ひ盛源庵と號す後百餘年

寛文元年庵住明忍興聖寺月峰和尚の助力を得て更に二個の小寺を併せ改めて自性寺と號し興聖寺に屬す

境内二百五坪民有地第一種檀徒九十餘人

德恩寺

上區 字岩淵街道

本尊 阿彌陀如來

禪曹洞宗興聖寺末正徳年中若州小濱空仰寺普觀禪師舊寺廢址に就き創立す境内百七十八坪民有地第一種

檀徒二十戸

龍寶寺

宮谷區 字林前原

本尊 藥師瑠璃光佛

禪曹洞宗興聖寺末口碑に古代延暦寺末寺なりしが久しく中絶せしを天明七年祖寔和尚其舊址に再興せり

といふ境内二百三十三坪民有地第一種檀徒百九人

境内佛堂

地藏堂

本尊 地藏菩薩

洞雲庵

中在地區 字田中原

本尊 阿彌陀如來

禪曹洞宗興聖寺末元文元年治雲和尚延暦寺末寺跡に創立す境内五十三坪民有地第一種

玉泉庵

川合區 字川合原

本尊 阿彌陀如來

禪曹洞宗興聖寺末寛文二年月峰自性和尚延暦寺末寺の舊跡に創立す境内五十二坪民有地第一種

受宕郡志 久多村

四百七十一

按に本村は皆禪曹洞宗にて皆興聖寺の末なり而して多くは延暦寺末寺の舊跡につき寛文以來創設せし寺なり舊寺皆延暦寺の屬寺のみなりしを知るべし

名勝

雄瀧 雌瀧

瀧谷山の深谷中に在り高各五丈許廣尺餘上下二級を爲し雄瀧雌瀧と云ふ山谷幽僻にして來り觀るものなし下流は久多川に入る

三ノ窟

上村區の字イヤ谷（いはや谷の略音）の奥に在り人家より十五町許谷道より石壇を左に登れば疊八貼敷許の岩屋あり役行者不動尊を安す又登る二町許第二窟あり六貼敷許不動尊を安す又登る四町許第三窟あり又不動尊を安す文政年間までは法園庵といふ草庵あり行者之に住せりとぞ

人情 風俗

山間幽僻の地にして人情粗質風俗醇朴なり近來社會の風潮に伴ひ交通の便稍開けしより時勢に従ひ舊時と異なる所有るが如し

愛宕郡志 終

明治四十三年十一月廿八日印刷
明治四十四年二月廿八日印刷

京都府愛宕郡役所編纂

京都市上京區出町今出川上

印刷人 中井龜治郎

京都市上京區出町今出川上

印刷所 中井印刷部

按に本村は皆禪曹洞宗にて皆興聖寺の末なり而して多くは延暦寺末寺の舊跡につき寛文以來創設せし寺なり舊寺は皆延暦寺の屬寺のみなりしを知るべし

名勝

雄瀧雌瀧

瀧谷山の深谷中に在り高各五丈許廣尺餘上下二級を爲し雄瀧雌瀧と云ふ山谷幽僻にして來り觀るものなし下流は久多川に入る

三ノ窟

上村區の字イヤ谷○いはや谷の略言かの奥に在り人家より十五町許谷道より石壇を左に登れば疊八貼敷許の岩屋あり役行者不動尊を安す又登る二町許第二窟あり六貼敷許不動尊を安す又登る四町許第三窟あり又不動尊を安す文政年間までは法園庵といふ草庵あり行者之に住せりとぞ

人情風俗

山間幽僻の地にして人情粗質風俗醇朴なり近來社會の風潮に伴ひ交通の便稍開けしより時勢に従ひ舊時と異なる所有るが如し

愛宕郡志 終

明治四十三年十一月三日印刷
明治四十四年一月廿八日發行

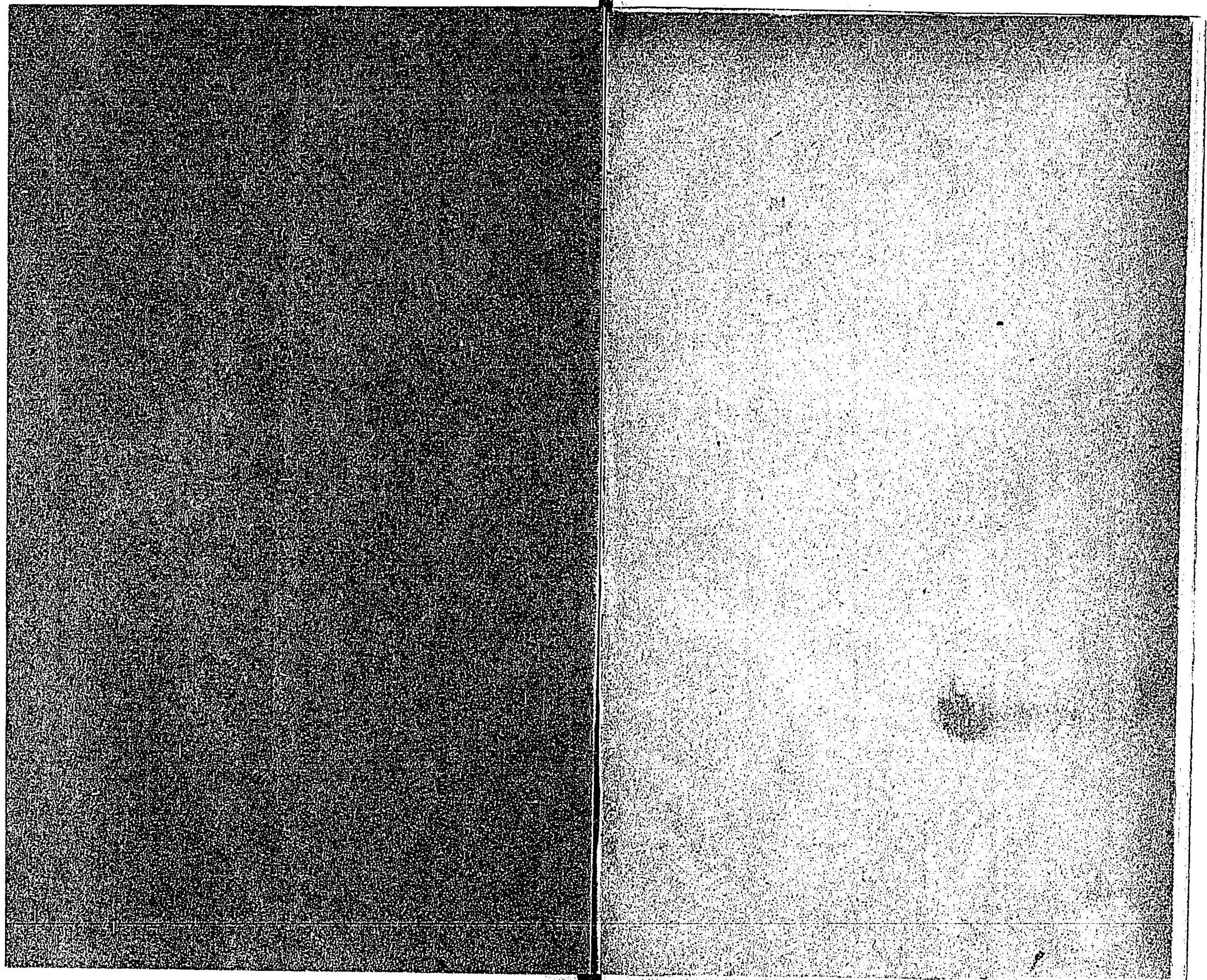
京都府愛宕郡役所編纂

京都市上京區出町今出川上ル

印刷人 中井龜治郎

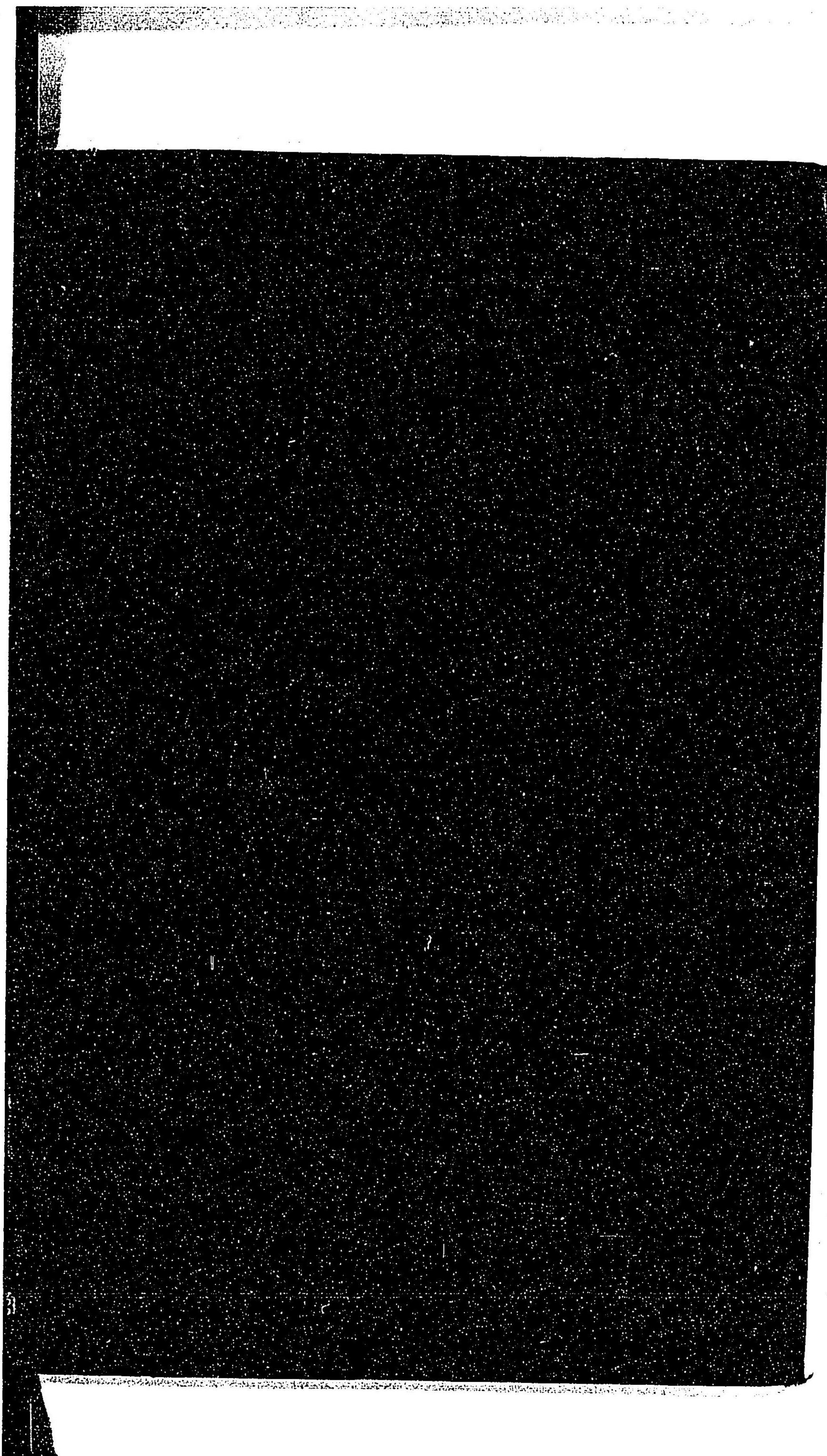
京都市上京區出町今出川上ル

印刷所 中井印刷部



334

49



334

49

Ⓜ

025342-000-4

334-49

京都府愛宕郡村志

京都府愛宕郡役所／編

M44

ADC-2778



8.9.5

